

東海北陸厚生局の事業年報

(平成30年度の活動の実績)

令和元年 8 月

厚生労働省 東海北陸厚生局

ホームページ <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>



はじめに

『東海北陸厚生局の事業年報（平成30年度の活動の実績）』を手にとつてくださる皆様方には、日頃より、東海北陸厚生局の行政に関心をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

東海北陸厚生局は、全国8の厚生局・支局の中で、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の6県を管轄区域として、医療、健康、福祉、年金、麻薬取締の業務を担当しています。

厚生局の業務で国民に身近な内容として、医療関係では、保険医療機関・保険薬局の診療報酬の適正な請求の指導・監査、年金関係では、年金記録の訂正、麻薬取締関係では、薬物事犯の取締り等を行っています。

それ以外にも、医師・歯科医師の臨床研修、再生医療等の安全性の確保、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認、自治体の地域包括ケアシステムの構築支援、民生委員・児童委員の委嘱、年金委員の委嘱といった事務をはじめとする多様な業務を担当しています。

本書は、平成30年度に東海北陸厚生局が行った業務の実績についてまとめています。本書では、読者の皆様によりわかりやすくするため、写真での説明を加えたり、問い合わせ先やホームページの掲載先の記述を充実させたりしています。ご意見等ございましたら、是非お寄せください。

本書により、国民一般、地方公共団体をはじめとする関係団体の皆様方に、東海北陸厚生局の業務についてのご理解を深めていただければ幸いです。

なお、当局のホームページ（<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>）には、令和元年度版東海北陸厚生局パンフレット、保険医療機関等の指定状況等の情報に加え、東海北陸厚生局の最新の取り組みを紹介するフォトレポートも随時追加掲載しています。あわせて参考にしてください。

令和元年8月

東海北陸厚生局

目 次

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要	1
1. 東海北陸厚生局の沿革	1
2. 組織体制	3
3. 東海北陸厚生局及び各県事務所の所在地・連絡先	4
第Ⅱ章 業務概要及び実績等	6
総務課	6
1. 行政文書開示請求について	6
2. 国有財産の管理及び処分について	7
企画調整課	8
1. 地方社会保険医療協議会の運営について	8
2. 広報について	11
3. 国民の皆様からのご意見、ご要望等について	11
4. 職員研修の企画及び実施について	12
5. 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会について	13
年金指導課	14
1. 徴収職員及び収納職員の認可について	14
2. 滞納処分等に係る認可について	14
3. 立入検査等に係る認可について	14
4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について	14
5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について	15
年金調整課	18
1. 社会保険労務士に関する業務について	18
2. 年金委員の委嘱、解嘱について	20
3. 国民年金保険料の納付に係る学生納付特例事務法人の指定等について	22
4. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について	26
5. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について	28
6. 日本年金機構、市町村、関係機関等との連絡調整に関する業務について	29
年金審査課	30
社会保険審査官	33

健康福祉課	34
1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について	34
2. 各種補助金等の交付等について	35
3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について	42
4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について	44
5. 児童扶養手当支給事務指導監査について	45
6. 保護施設に対する指導監査について	46
7. 生活保護法施行事務監査について	47
8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について	48
9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について	49
10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について	50
11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について	52
12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について	54
13. 経営力向上計画に関する業務について	54
14. その他の業務について	55
医事課	56
1. 医師の臨床研修について	56
2. 歯科医師の臨床研修について	58
3. 医師確保について	59
4. 医師及び歯科医師の再教育研修について	59
5. 医療安全に関する取組の普及啓発について	60
6. 心神喪失者等医療観察法に係る業務について	61
7. 医薬品等製造業許可等について	65
8. 毒物劇物の製造業・輸入業の登録等について	66
9. 健康危機管理について	67
10. 再生医療等の安全性の確保について	69
11. 特定行為に関する看護師の研修機関の指定等について	71
12. 臨床研究法について	73
食品衛生課	75
1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について	75
2. 輸出食品に係る業務について	78
3. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について	82
4. 食中毒に係る調整業務について	84
5. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について	84

6. 食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について	85
地域包括ケア推進課	86
1. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について	86
2. 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援について	86
3. 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)に関する業務について	87
4. 認知症施策に関するブロック会議の開催について	87
5. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進意見交換会の開催運営について	88
6. 総合事業等に関する市町村等に向けた研修会等の開催について	88
7. 地域包括ケアシステムに係る講演依頼等への対応について	89
8. 介護保険事業(支援)計画に関する業務について	91
9. 他省庁との連携による地域包括ケアシステム構築に向けた研修会の開催について	91
10. 老人保健健康増進等事業について	92
11. 近未来技術地域実装事業	95
保険年金課	97
1. 全国健康保険協会に係る業務について	97
2. 健康保険組合に係る業務について	98
3. 厚生年金基金に係る業務について	99
4. 国民年金基金に係る業務について	101
5. 確定給付企業年金に係る業務について	102
6. 確定拠出年金(企業型)に係る業務について	103
管理課	104
1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について	104
2. 医療保健事業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置制度の証明に関する業務について	105
3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る助言、指導監督について	106
4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の助言、指導監督について	107
5. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務の監督について	109

医療課	110
1. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督について	110
2. 医療法に基づく立入検査について	111
調査課	113
1. 保険医療機関等に関する業務処理等を効率的に行うための情報の管理について	113
2. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所の保有する情報の公開の調整について	114
3. 指導部門の訴訟に関する業務について	114
4. 保険医療機関等に対するメーリングリストの管理と運用について	114
指導監査課／各県事務所	115
1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について	115
2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について	118
3. 保険医療機関及び保険薬局に係る療養の給付、保険医及び保険薬剤師に係る健康保険の診療・調剤並びに指定訪問看護事業者その他医療保険療養担当者に対する指導、監査について	119
4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について	125
5. 柔道整復師の施術に係る療養費の指導、監査について	126
6. 地方社会保険医療協議会部会の運営について	127
麻薬取締部	128
1. 薬物乱用防止のための啓発活動について	128
2. 薬物事犯の取締りについて	129
3. 再乱用防止対策について	130
4. 相談業務について	131
5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導、監督について	132

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要

1. 東海北陸厚生局の沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合し厚生労働省が発足しました。それに伴い、地方の機関についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織の減量効率化を図ることとなり、地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、更に、厚生労働省から一部事務を移管し、全国に7局1支局1支所の地方厚生（支）局が設置されました。

東海北陸厚生局は、東海北陸地区6県（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）において、国民の皆様にも最も身近な医療、健康、福祉、年金などの社会保障政策を実施する、地域における国の「政策実施機関」です。

【平成16年 4月～】

平成16年4月には、国立病院・療養所の独立行政法人化に伴い、国立病院・療養所の運営・管理を所掌していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）され、また、厚生労働省からの移管事務の充実を図るため、健康福祉部の保健福祉課を廃止し、新たに健康課、福祉課、医事課を設置しました。

【平成20年10月～】

平成20年10月には、社会保険庁の改革に伴い、これまで地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険医療協議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、保険医療指導監査等の事務が移管されることに併せ、指導部門（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課、指導監査課及び管内各県に事務所を設置）を設置しました。

また、養成施設指導体制の整備を図るため、健康課、福祉課を健康福祉課に統合するとともに、新たに指導養成課を設置しました。

【平成22年 1月～】

平成22年1月には、社会保険庁の廃止により、地方社会保険事務局等から年金関係事務（行政事務とされたもの）の移管に伴い、新たに年金部門（年金指導課、年金調整課）及び社会保険審査官を設置しました。

【平成26年 4月～】

平成26年4月には、組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、指導部門等における効率的・効果的な業務実施のために、調査課を新設しました。

【平成27年 4月～】

平成27年4月には、被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、新たに地方年金記録訂正審議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、年金審査課を新設しました。

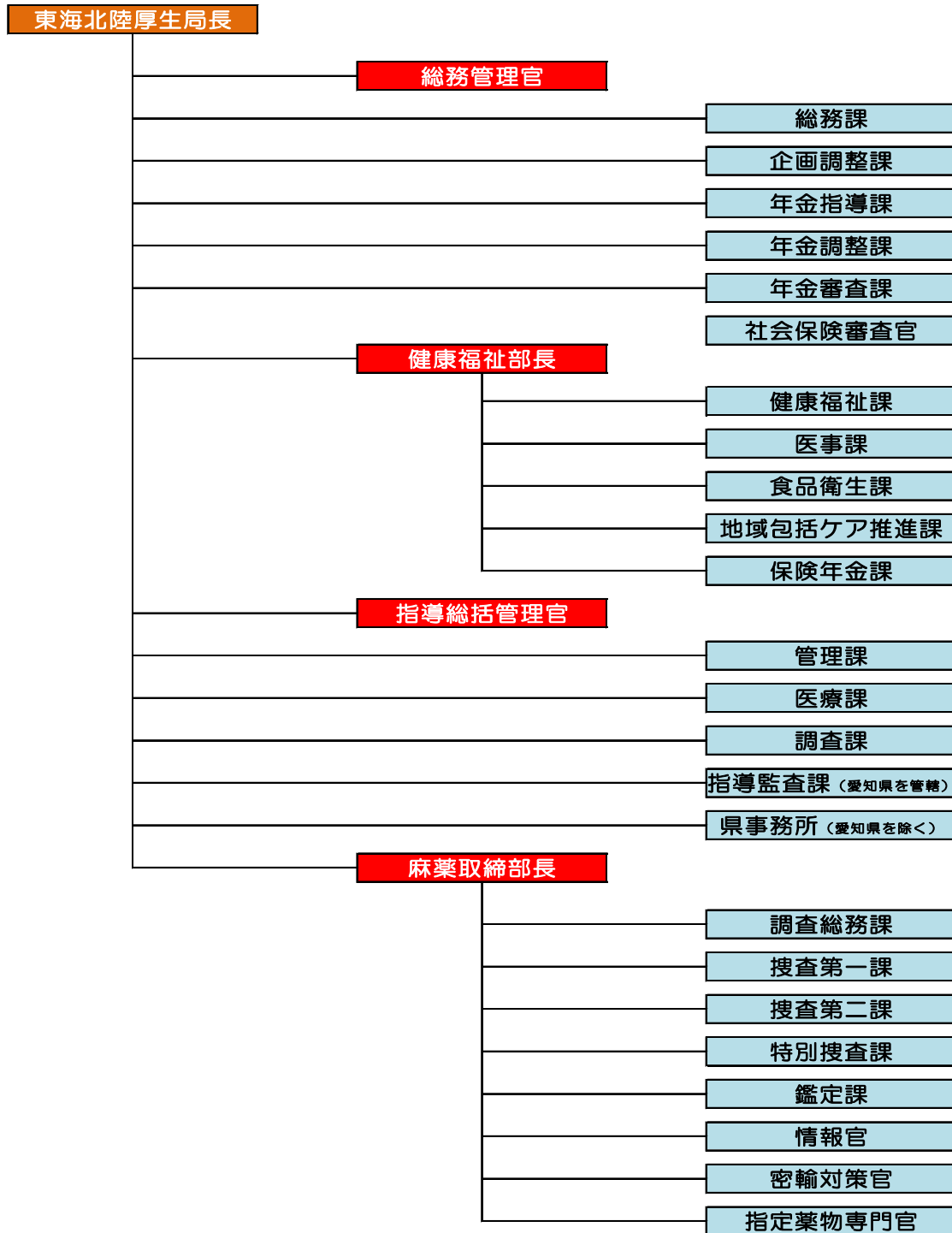
【平成28年 4月～】

平成28年4月には、地域包括ケアシステムの普及定着のため、地域包括ケア推進課を新設しました。

なお、社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲し、健康福祉課に業務を統合することにより、平成28年3月末に福祉指導課を廃止しました。

2. 組織体制

(平成31年3月31日現在)



3. 東海北陸厚生局及び各県事務所の所在地・連絡先

総務課・企画調整課・健康福祉部

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 3 階

部・課	電話	FAX
総務課	052-971-8831	052-971-8861
企画調整課	052-959-5860	052-959-5861
健康福祉部		
健康福祉課	052-959-2061	052-971-8841
医事課	052-971-8836	052-971-8876
食品衛生課	052-959-2836	052-959-2065
地域包括ケア推進課	052-959-2847	052-959-2848
保険年金課	052-959-2062	052-971-8865

年金指導課・年金調整課・年金審査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 8 階

部・課	電話	FAX
年金指導課	052-228-7168	052-228-7236
年金調整課	052-228-7169	052-228-7237
年金審査課	052-950-3790	052-950-3467

管理課・医療課・調査課・指導監査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 6 階

部・課	電話	FAX
管理課	052-228-6192	052-228-6237
医療課	052-228-6193	052-228-6237
調査課	052-228-6194	052-228-6237
指導監査課（愛知県を管轄）	052-228-6179	052-228-6237

社会保険審査官

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 6 階

部・課	電話	FAX
社会保険審査官	0570-666-445	052-228-6268

麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 1 階

部	電話	FAX
麻薬取締部	052-951-6911	052-951-6876
麻薬・覚醒剤相談	052-961-7000	
許認可専用	052-951-0688	

県事務所（富山・石川・岐阜・静岡・三重）

事務所	電話	FAX
富山事務所	076-439-6570	076-441-4041
	〒930-0004 富山市桜橋通り 6-11 富山フコク生命第 2 ビル 4 階	
石川事務所	076-210-5140	076-261-0848
	〒920-0024 金沢市西念 3 丁目 4-1 金沢駅西合同庁舎 7 階	
岐阜事務所	058-249-1822	058-247-0286
	〒500-8114 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階	
静岡事務所	054-355-2015	054-351-3115
	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3 階	
三重事務所	059-213-3533	059-228-3588
	〒514-0033 津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階	

（愛知県については指導監査課が管轄しています。）

第Ⅱ章 業務概要及び実績等

総務課

1. 行政文書開示請求について

(1) 業務内容

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に基づき行政文書及び個人から自己の個人情報についての開示請求に係る業務を行っています。

(2) 実績

平成30年度における実績は、次のとおりです。

○行政文書の開示

(単位：件)

前年度からの 繰越件数	30年度 開示請求件数	開示結果			翌年度への 繰越件数
		開示(部分開示含)	不開示	取り下げ	
1	100	97	2	0	2

○保有個人情報の開示

(単位：件)

前年度からの 繰越件数	30年度 開示請求件数	開示結果			翌年度への 繰越件数
		開示(部分開示含)	不開示	取り下げ	
0	2	2	0	0	0

2. 国有財産の管理及び処分について

社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月より東海北陸厚生局管内の国有財産の引継を受け、次の国有財産の管理を行うとともに、売払等の手続きを進めています。

No	旧施設名	面積	平成30年度 入札結果	備 考
	所在地(地番)			
1	社会保険諏訪山公務員宿舍	257.30 m ²	落札	建物・工作物有り
	岐阜県岐阜市諏訪山三丁目8番8			
2	鷺山宿舍	203.2 m ²	—	建物・工作物有り H30.8年金局 より所属替(受)
	岐阜県岐阜市鷺山2563-24			
3	社会保険三島病院	1.66 m ²	—	道路として貸付 中
	静岡県三島市南本町431番21			
4	厚生保険国家公務員沼津宿舍	131.44 m ²	不調	工作物有り
	静岡県沼津市大岡字久保1110番11			
5	下田船員保険保養所	1,016.33 m ²	—	建物・工作物有り
	静岡県下田市柿崎字宮ノ背1219番3外			
6	船員保険清水駐在官事務所	181.32 m ²	—	建物・工作物有り
	静岡県静岡市清水区秋吉町307番4			
7	社会保険羽津病院職員住宅	54.92 m ²	—	道路として貸付 中
	三重県四日市市大字西阿倉川字西山1287番3外			
8	尾鷲公務員宿舍	413.29 m ²	不調	土地のみ
	三重県尾鷲市新田町1371番5			
9	鳥羽船員保険保養所	6,293.07 m ²	—	建物・工作物有り
	三重県鳥羽市安楽島町字鞆谷1200番31外			

※ 「入札結果」欄の「落札」とは予定価格以上の応札があったもの、「不調」とは応札者がなかったもの及び無効となったものを表しています。

※ 東海財務局への売払事務委任分による入札を含みます。

お問い合わせ先：東海北陸厚生局総務課 国有財産係（電話 052-971-8831）

1. 地方社会保険医療協議会の運営について

(1) 業務内容

社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が、地方には全国8ブロックに設置されている地方厚生（支）局ごとに「地方社会保険医療協議会」が設置されています。

東海北陸地方社会保険医療協議会では、企画調整課及び各県事務所（愛知県においては指導監査課）が、それぞれ総会と部会の庶務を担当しており、企画調整課では、総会の開催や、協議会委員の改選に関する事務等を行っています。

（関係法令等）

- 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）
- 社会保険医療協議会令（昭和25年政令第373号）
- 東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則

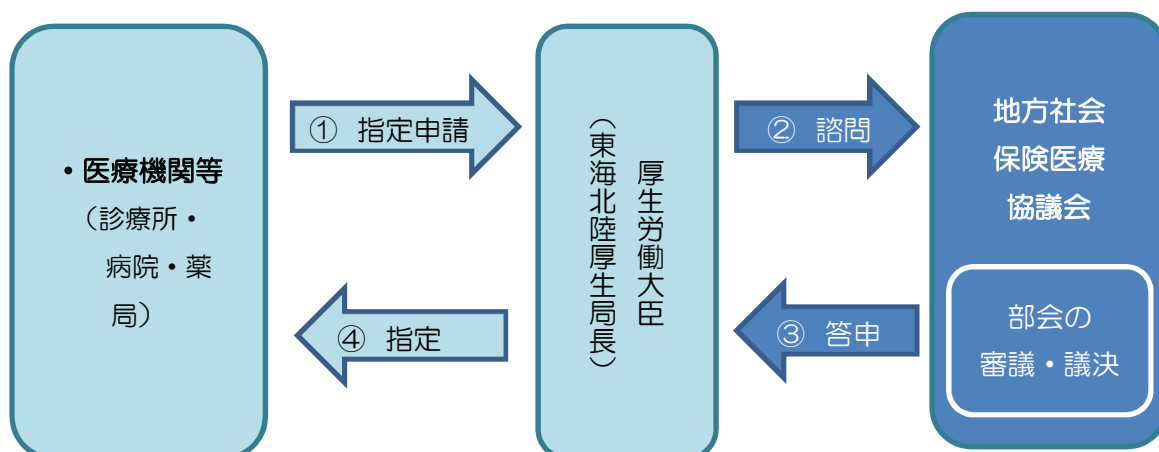
ア. 東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）

保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消について、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に応じて審議を行い、文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議します。

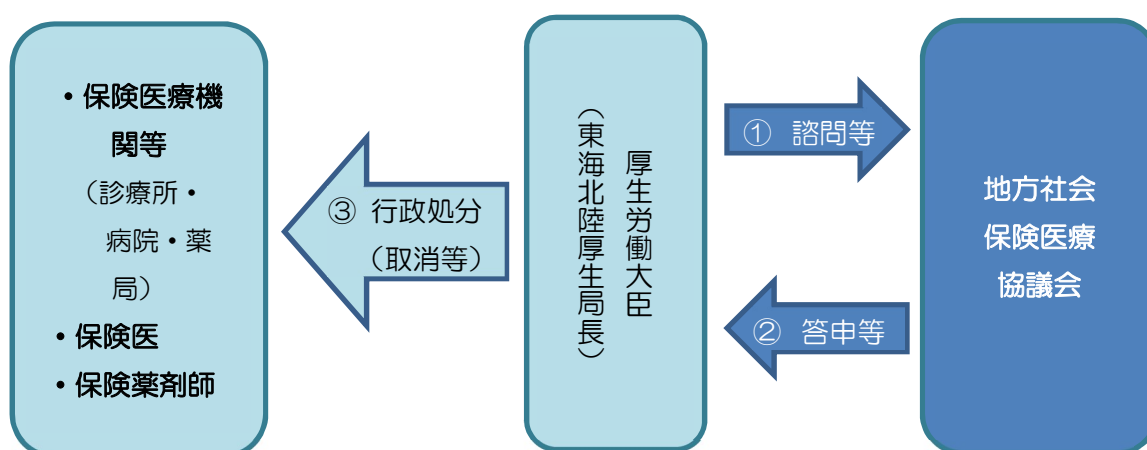
イ. 部会（東海北陸厚生局管内の県ごとに設置）

保険医療機関及び保険薬局の指定について、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に応じて審議し議決します。

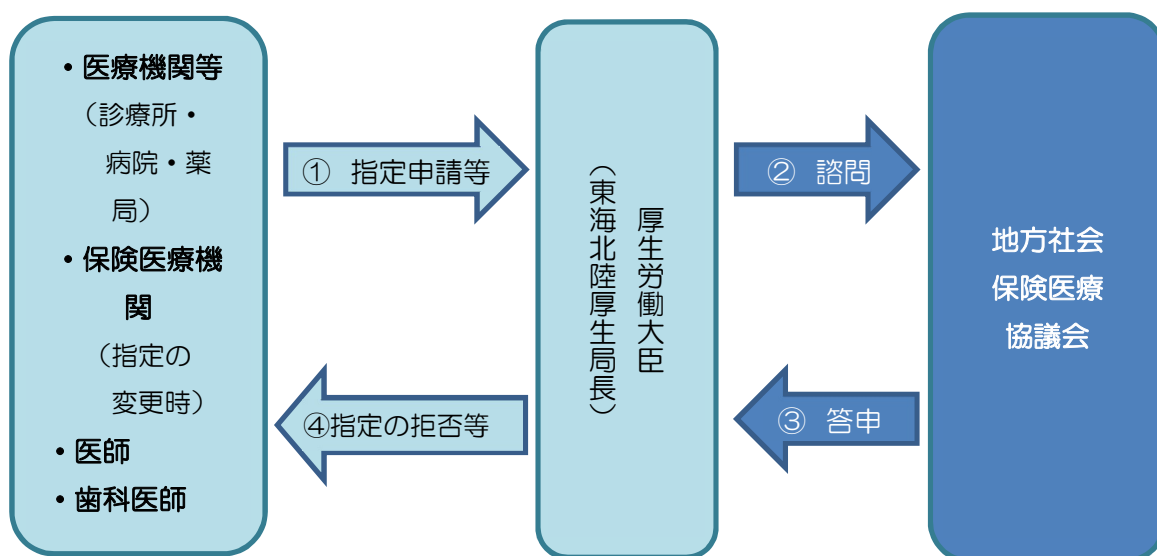
○ 保険医療機関等の指定



○ 保険医療機関等の指定の取消等/保険医等の登録の取消等



○ 保険医療機関等の指定の拒否/保険医等の登録の拒否/
指定取消後5年を経過しない医療機関等の指定等



(2) 実績

平成30年度における総会の開催実績は次のとおりです。

開催日	審議事項等
平成30年度 第1回総会 (H30.4.17)	<ul style="list-style-type: none">・東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則の改正について・平成29年度保険医療機関等の指定状況について・平成28年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について
平成30年度 第2回総会 (H30.6.12)	<ul style="list-style-type: none">・部会所属委員の指名について・保険医の登録の取消について
平成30年度 第3回総会 (H30.10.9)	<ul style="list-style-type: none">・会長及び会長代行の選出について・部会所属委員の指名について・元保険医療機関への対応について・平成30年度上期（4月～9月）保険医療機関等の指定状況について・今後の総会開催スケジュールについて

なお、これまでに開催された「東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）」の議事要旨は、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/kikaku/kaisai_jokyo.html)

（一口メモ）～地方社会保険医療協議会委員～

総会は次の20人の委員によって構成されます。

- ・健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員（支払側委員）・・・・・・・・・・・・・・・・7人
- ・医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員（診療側委員）・・・・・・・・7人
- ・公益を代表する委員（公益委員）・・・・・・・・・・・・・・・・6人

また、委員の任期は、社会保険医療協議会法第4条により2年とされ、1年ごとにその半数を任命しています。

2. 広報について

(1) 業務内容

事業対象者及び国民の皆様には東海北陸厚生局の事業についてできるだけ分かりやすく、一層ご理解を深めていただくため、厚生行政の情報を発信しています。

(2) 実績

ア. 東海北陸厚生局パンフレット・事業年報の作成

最新版のパンフレット及び事業年報は、ホームページに掲載しています。

パンフレット：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/about/pamph/download.html>

事業年報：<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/about/jigyonenpo/nenpou.html>

イ. 東海北陸厚生局ホームページの管理

国民の皆様が知りたい情報、国民の皆様を知っていただきたい情報を、ホームページを通じて公表しています。

さらに、厚生局の業務について国民の皆様を知っていただくため、フォトレポートを活用した取り組み紹介を行っています。平成30年度は、82件のフォトレポートを掲載しました。フォトレポートは、以下 URL よりご覧いただけます。

(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/index.html>)

3. 国民の皆様からのご意見、ご要望等について

(1) 業務内容

国民の皆様から東海北陸厚生局に寄せられた厚生労働行政に対するご意見・ご要望等について、よりよい厚生労働行政を行っていくため、企画調整課で取りまとめ、定期的に厚生労働本省へ「国民の皆様の声」として報告するとともに、局内各課所の業務の参考となるよう情報の共有化を図り、厚生局にかかる必要な改善に努めています。

(2) 実績

平成30年度において、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の件数は6件です。

寄せられた「国民の皆様の声」は、一定期間ごとに厚生労働本省のホームページで公表されています。

(http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/)

4. 職員研修の企画及び実施について

(1) 業務内容

東海北陸厚生局では、厚生労働省職員として一人ひとりが意欲と使命感を持って十分な能力を発揮できるよう、研修計画に基づき研修を実施しています。

具体的には、職員として必要な基礎知識の習得を図るための服務・倫理などの研修や、職務の遂行に必要な専門的知識の習得を図るための社会保障、データ分析などの研修を実施し、職員の資質向上に努めています。

(2) 実績

平成30年度において、実施した主な研修は次のとおりです。

実施日	研修名	主な研修内容
平成30年 4月13日	情報セキュリティ研修	・情報セキュリティについて
	新任者・転任者等職員研修	・地方厚生局の概況及び各課等の業務内容等
	国家公務員倫理・法令遵守研修	・国家公務員倫理・法令遵守について
	業務管理研修	・東海北陸厚生局における行政品質向上の取り組み
平成30年 6月 8日	厚生労働行政専門研修	・認知症サポーター養成講座
平成30年 7月 6日	クレーム対応研修	・クレーム対応について
平成30年 9月18日	コミュニケーション研修	・職場におけるコミュニケーションの重要性について
平成30年10月 1日	情報セキュリティ研修	・情報セキュリティについて
	新任者・転任者等職員研修	・地方厚生局の概況及び各課等の業務内容等
	国家公務員倫理・法令遵守研修	・国家公務員倫理・法令遵守について
	業務管理研修	・東海北陸厚生局における行政品質向上の取り組み
平成30年11月 9日	厚生労働行政専門研修	・認知症に関する研修、講演

平成30年12月 7日	障害者差別解消法に関する研修会	・障害を理由とする差別の解消の推進について
平成31年 2月12日	ハラスメント防止研修	・ハラスメント防止について
平成31年 2月28日	健康管理講習	・各種疾患の概要及び危険性について



障害者差別解消法に関する研修会において、「バリアバリュー～障害を価値に変えられる社会へ～」をテーマに、株式会社ミライロ代表取締役社長であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会アドバイザー等を務めている垣内俊哉氏にご講演いただきました。
(平成30年12月7日)

(フォトレポート: <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/kikaku181207.html>)

5. 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会について

(1) 業務内容

南海トラフ地震対策中部圏戦略会議（事務局 国土交通省中部地方整備局）において、平成28年4月より災害医療部会が設置され、南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方及びそれを具現化するための検討が行われています。

企画調整課は、災害医療部会の庶務を担当しています。

(2) 実績

平成30年度における災害医療部会の開催実績は以下のとおりです。

開催日	会議等
平成30年 6月22日	第6回南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会
平成31年 3月11日	第7回南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会

年金指導課

1. 徴収職員及び収納職員の認可について

日本年金機構が行う滞納処分等については「徴収職員」に、保険料等の収納事務については「収納職員」に行わせることができるとされています。

「徴収職員」及び「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて日本年金機構理事長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

2. 滞納処分等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険、健康保険及び国民年金の保険料滞納処分等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

3. 立入検査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険等の適用事業所に対する調査や未適用事業所への加入指導・立入検査を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険法や国民年金法等による年金受給権者や被保険者へ調査等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

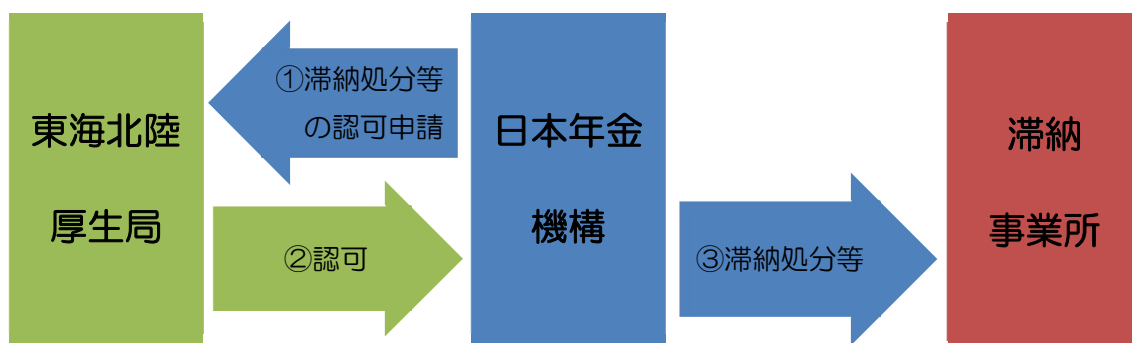
5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について

厚生年金保険料等の納付義務者である事業主が、以下の事由に該当する場合、保険料納付猶予の申請を、日本年金機構を經由し厚生労働大臣に申請することができるとされており、東海北陸厚生局では、これらの申請の許可業務を行っています。

- ① 災害により、その財産に相当な損失を受けた場合
- ② 災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実があり、納付すべき保険料等を一時に納付できないと認められる場合
- ③ 届出遅延により生じた保険料等を一時に納付できないと認められる理由があるとき

例

上記の「2. 滞納処分等に係る認可」の流れ図



【認可等の状況】

1. 徴収職員及び収納職員の認可

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可件数	14	9	10
認可人数	192	175	136

2. 滞納処分等の認可

(1) 厚生年金保険

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可件数	184	142	121
認可事業所数(注)	140,282	164,262	148,193

(注) 同一事業所において複数の月を認可した場合は延べ数としています。

(2) 国民年金

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可件数	47	41	38
認可人数	7,078	10,763	13,584

3. 立入検査等に係る認可

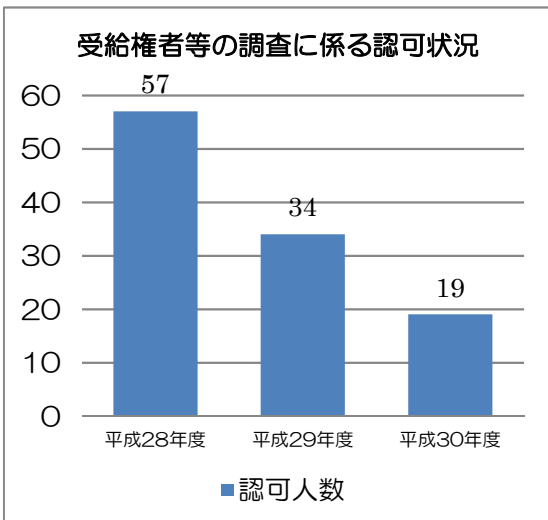
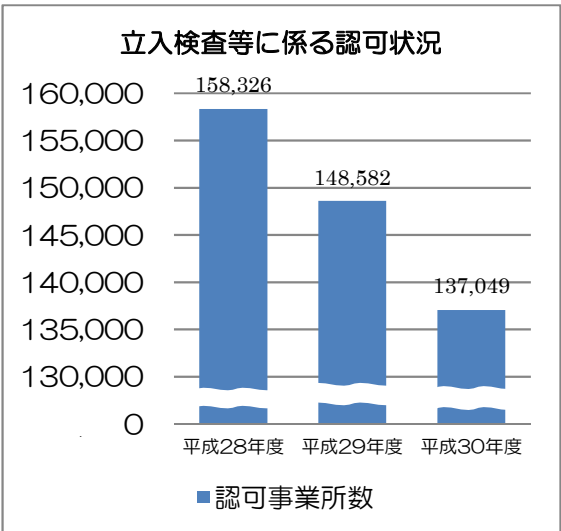
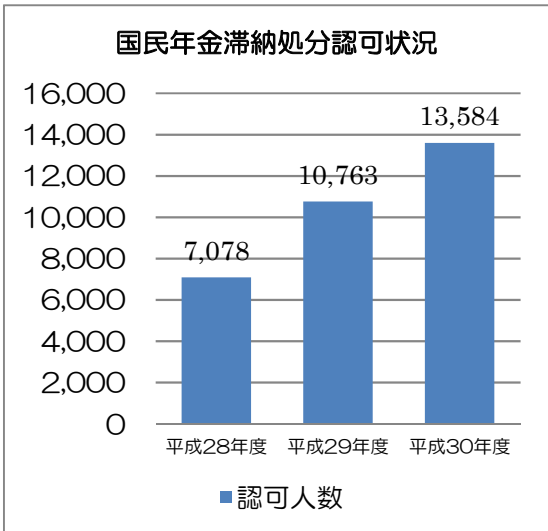
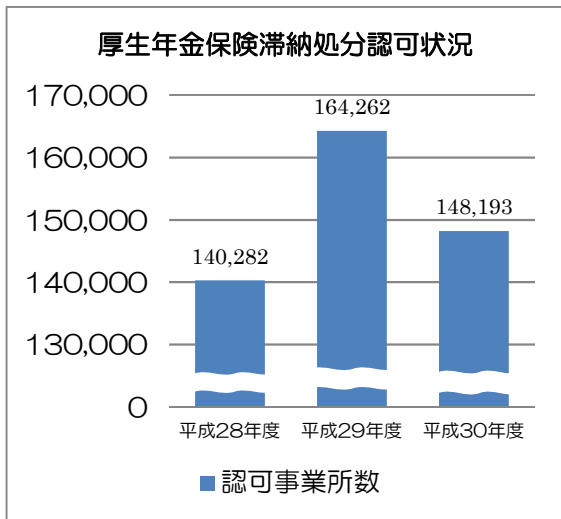
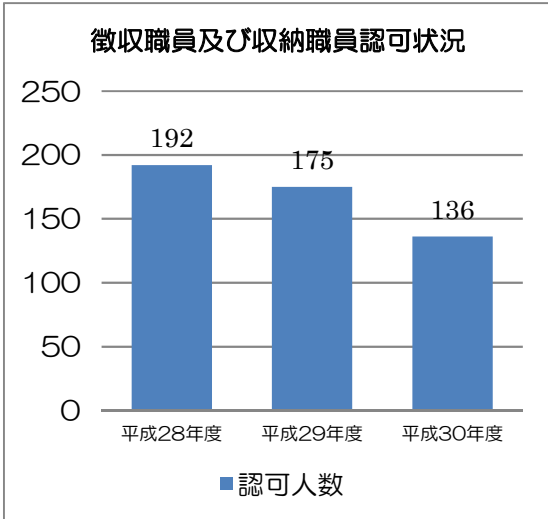
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可件数	98	70	62
認可事業所数	158,326	148,582	137,049

4. 受給権者及び被保険者に対する調査に係る認可

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可件数	35	17	9
認可人数	57	34	19

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
許可件数	2	0	0
不許可件数	0	0	1



1. 社会保険労務士に関する業務について

(1) 業務内容

社会保険労務士は、社会保険労務士試験に合格した後に全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録され、社会保険労務士法に基づき労働保険や社会保険の届出書類の作成及び申請手続の代行業務等を行います。

東海北陸厚生局では、社会保険労務士に関する業務のうち、次の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

(2) 管内の状況

ア. 管内の社会保険労務士会員数は、次のとおりです。

(各年度末現在)

県名	年度	会員数(単位:人)					社会保険労務士法人数
		合計	開業	法人の社員	勤務	その他	
富山県	平成28年度	286	173	11	86	16	7
	平成29年度	289	177	13	83	16	8
	平成30年度	296	183	16	82	15	11
石川県	平成28年度	314	187	25	79	23	11
	平成29年度	316	193	23	77	23	11
	平成30年度	317	184	30	82	21	17
岐阜県	平成28年度	573	343	24	176	30	16
	平成29年度	576	342	25	184	25	18
	平成30年度	584	341	26	189	28	19
静岡県	平成28年度	1,021	615	95	186	125	59
	平成29年度	1,025	601	111	189	124	70
	平成30年度	1,027	609	113	186	119	73
愛知県	平成28年度	2,549	1,551	98	499	401	66
	平成29年度	2,597	1,536	122	524	415	81
	平成30年度	2,631	1,563	132	518	418	93
三重県	平成28年度	406	262	11	82	51	6
	平成29年度	416	269	12	83	52	7
	平成30年度	417	264	16	84	53	9
管内計	平成28年度	5,149	3,131	264	1,108	646	165
	平成29年度	5,219	3,118	306	1,140	655	195
	平成30年度	5,272	3,144	333	1,141	654	222

イ. 管内社会保険労務士会の社会保険労務士制度創設50周年記念式典において、多年にわたり社会保険事業の推進発展及び社会保険労務士の地位向上のために尽力し、顕著な功績のあった9名の社会保険労務士を表彰し、管内6県の社会保険労務士会に感謝状をそれぞれ東海北陸厚生局長から贈呈しました。



愛知県社会保険労務士会に厚生労働省東海北陸厚生局長から感謝状が贈呈されました。
(写真左は高藤進愛知県社会保険労務士会専務理事)

2. 年金委員の委嘱、解嘱について

(1) 業務内容

年金委員は、日本年金機構法第30条に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、会社や地域において政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行うことで、政府管掌年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的に設置されています。

年金委員は、厚生年金保険適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村長又は地域団体が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区分されています。

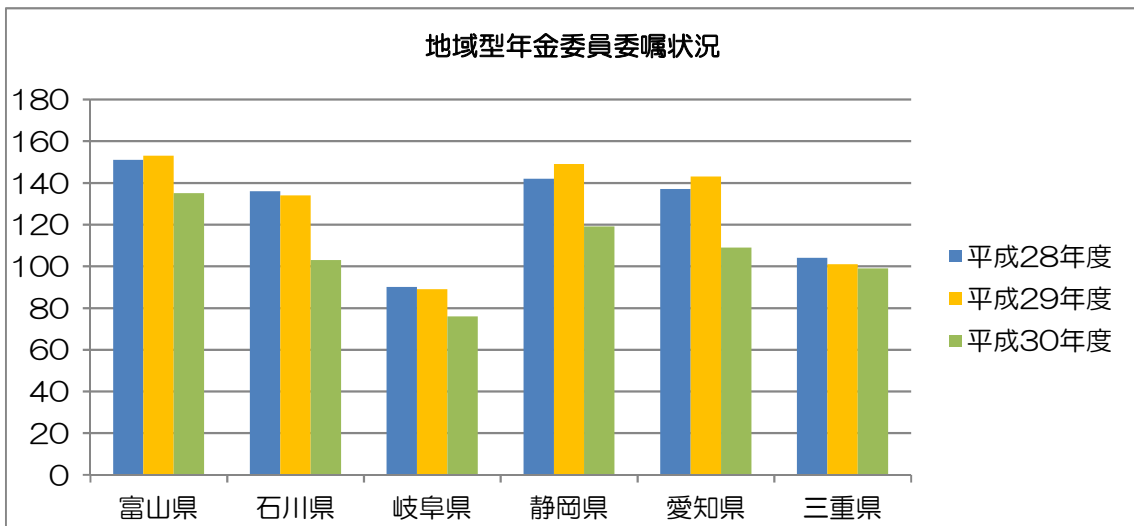
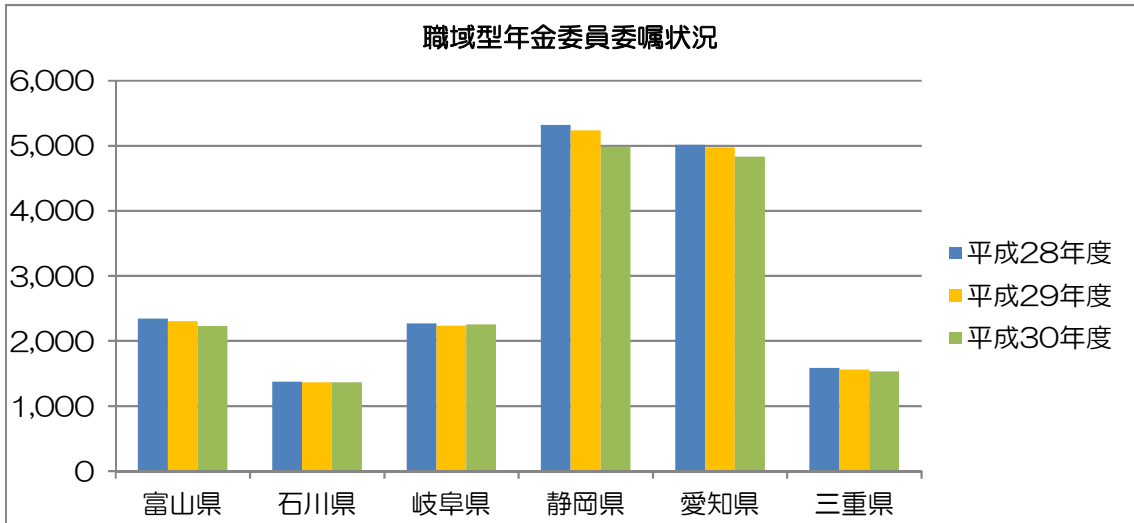
東海北陸厚生局では、管内の厚生年金保険適用事業所の事業主や市町村長又は地域団体が推薦等のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する、審査、決定及び委嘱状・解嘱状の発行等を行っています。

(2) 管内の状況

管内の年金委員の委嘱数は、次のとおりです。

(各年度末現在)

県名	委嘱数(単位:人)								
	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
富山県	2,341	151	2,492	2,303	153	2,456	2,230	135	2,365
石川県	1,371	136	1,507	1,364	134	1,498	1,361	103	1,464
岐阜県	2,267	90	2,357	2,231	89	2,320	2,252	76	2,328
静岡県	5,317	142	5,459	5,233	149	5,382	4,984	119	5,103
愛知県	5,012	137	5,149	4,973	143	5,116	4,832	109	4,941
三重県	1,584	104	1,688	1,559	101	1,660	1,531	99	1,630
管内計	17,892	760	18,652	17,663	769	18,432	17,190	641	17,831



3. 国民年金保険料の納付に係る学生納付特例事務法人の指定等について

(1) 業務内容

学生納付特例制度は、学生である本人の申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される制度で、簡単な手続を行うことで年金受給権を確保するものです。

本制度を利用するには、市町村の窓口申請を行う必要がありますが、できるだけ申請しやすい環境を整備する観点から、大学等教育施設が学生から委託を受けて申請を代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられています。東海北陸厚生局では、管内の学生納付特例事務法人の指定等の業務を行っています。

※大学等教育施設からの学生納付特例事務法人の指定申出等はいつでも行えます。

学生納付特例事務法人指定申出書等に、必要な書類を添えて日本年金機構を通じて東海北陸厚生局にご提出下さい。ご相談は、東海北陸厚生局年金調整課調整係（電話番号：052-228-7169）までお願いいたします。

(2) 管内の状況

ア、「年金の日」の平成30年11月30日、新たに学生納付特例事務法人の指定を受けた大学等教育施設の協力のもと、「年金の日 記念イベント」（指定通知書交付式、学生納付特例申請書の受付、日本年金機構職員による年金相談、学生納付特例制度の周知を目的とした啓発活動）を開催しました。

「年金の日 記念イベント in 名古屋文化学園保育専門学校」

日時：平成30年11月30日（金）

会場：名古屋文化学園東館2階



東海北陸厚生局、堀江裕局長（右）より、学校法人名古屋文化学園、加藤紳一郎理事長（左）に指定通知書が交付されました。

（フォトレポート：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/nenkinyousei301130.html>）

- イ. 管内の指定等の状況は、次のとおりです。
 学生納付特例事務法人 33法人
 学生納付特例事務取扱教育施設 10施設

(平成31年3月31日現在)

県名	事務法人・教育施設名	備考(学校名)
富山県	学校法人 片山学園	・富山クリエイティブ専門学校
	学校法人 富山国際学園	・富山国際大学東黒牧キャンパス ・富山国際大学呉羽キャンパス ・富山短期大学
石川県	金沢美術工芸大学	
	学校法人 アリス国際学園	・専門学校アリス学園
	学校法人 金沢学院大学	・金沢学院大学 ・金沢学院短期大学 ・金沢学院大学大学院
	学校法人 金城学園	・金城大学 ・金城大学短期大学部
岐阜県	岐阜市立女子短期大学	
	情報科学芸術大学院大学	
	木工芸術スクール	
	岐阜県立下呂看護専門学校	
	学校法人 神谷学園	・東海学院大学短期大学部 ・東海学院大学
静岡県	学校法人 静岡県西部理容美容学園	・静岡県西部理容美容専門学校
	東海アクシス看護専門学校	
	学校法人 森島学園	・専門学校浜松医療学院 ・富士リハビリテーション専門学校
	学校法人 静岡自動車学園	・専門学校静岡工科自動車大学校
	学校法人 興誠学園	・浜松学院大学 ・浜松学院大学短期大学部
	学校法人 国際ことば学院	・国際ことば学院外国語専門学校 ・国際ことば学院日本語学校 ・富士山日本語学校
	学校法人 ビューティー総合学園	・静岡アルス美容専門学校
	学校法人 静岡県美容学園	・静岡県美容専門学校

愛知県	学校法人 愛知学院	・愛知学院大学
	岡崎市立看護専門学校	
	学校法人 セムイ学園	・東海医療科学専門学校 ・東海歯科医療専門学校 ・東海医療工学専門学校 ・東海医療福祉専門学校
	田原市立田原福祉専門学校	
	学校法人 中京法律学園	・中京法律専門学校
	学校法人 電波学園	・愛知工科大学 ・愛知工科大学自動車短期大学
	公益財団法人 名古屋YWCA	・名古屋YWCA学院日本語学校
	学校法人 名古屋電気学園	・愛知工業大学八草キャンパス ・愛知工業大学自由ヶ丘キャンパス ・愛知工業大学本山キャンパス ・愛知工業大学情報電子専門学校
	学校法人 名古屋大原学園	・大原簿記情報医療専門学校 ・大原簿記情報医療専門学校静岡校 ・大原簿記情報医療専門学校浜松校 ・大原トラベル・ホテル・ブライダル専門学校 ・大原トラベル・ホテル・ブライダル専門学校静岡校 ・大原トラベル・ホテル・ブライダル専門学校浜松校 ・大原法律公務員専門学校 ・大原法律公務員専門学校静岡校 ・大原法律公務員専門学校浜松校 ・大原簿記医療観光専門学校岐阜校 ・大原法律公務員専門学校岐阜校 ・大原公務員医療観光専門学校沼津校 ・大原介護福祉専門学校沼津校 ・大原簿記医療観光専門学校津校 ・大原法律公務員専門学校津校
	学校法人 瀬木学園	・愛知みずほ大学 ・愛知みずほ大学大学院 ・愛知みずほ大学短期大学部

	学校法人 神野学園	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜医療科学大学 ・中日本自動車短期大学 ・中日本航空専門学校
	公立大学法人 名古屋市立大学	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市立大学
	愛知県美容業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・中部美容専門学校（名古屋校） ・中部美容専門学校（岡崎校）
	学校法人 前田学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知美容専門学校
	学校法人 名古屋文化学園	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋文化学園保育専門学校
	学校法人 さくら学園	<ul style="list-style-type: none"> ・慈恵福祉保育専門学校 ・慈恵歯科医療ファッション専門学校
	学校法人 滝川学園	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋文理大学短期大学部
	学校法人 吉田学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知総合看護福祉専門学校
三重県	三重県立公衆衛生学院	
	三重県立水産高等学校	
	学校法人 長谷川学園	<ul style="list-style-type: none"> ・旭理容美容専門学校
	学校法人 鈴鹿医療科学大学	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿医療科学大学千代崎キャンパス ・鈴鹿医療科学大学白子キャンパス
	学校法人 暁学園	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市大学
	公益社団法人 松阪地区医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・松阪看護専門学校

※ 太字の法人は、平成30年度に学生納付特例事務法人の指定を行った法人です。

4. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について

(1) 業務内容

国民年金等事務取扱交付金は、国民年金法第86条により、市町村が「法定受託事務」（地方自治法に定める地方公共団体の事務）を行うにあたり必要とされた費用について国が交付するものと、法定受託事務以外に市町村が国民年金事務に係る「協力・連携事務」を行うにあたり必要とされた経費について国が交付するものとの2つに分けられています。

東海北陸厚生局では、国民年金等事務取扱交付金に係る次の業務を行っています。

- ① 市町村より提出される交付申請書及び報告書の内容審査及び厚生労働本省への提出
- ② 市町村より提出される「協力・連携計画書」の内容審査及び厚生労働本省への報告
- ③ 市町村国民年金事務担当職員を対象に説明会を実施

(2) 管内の状況

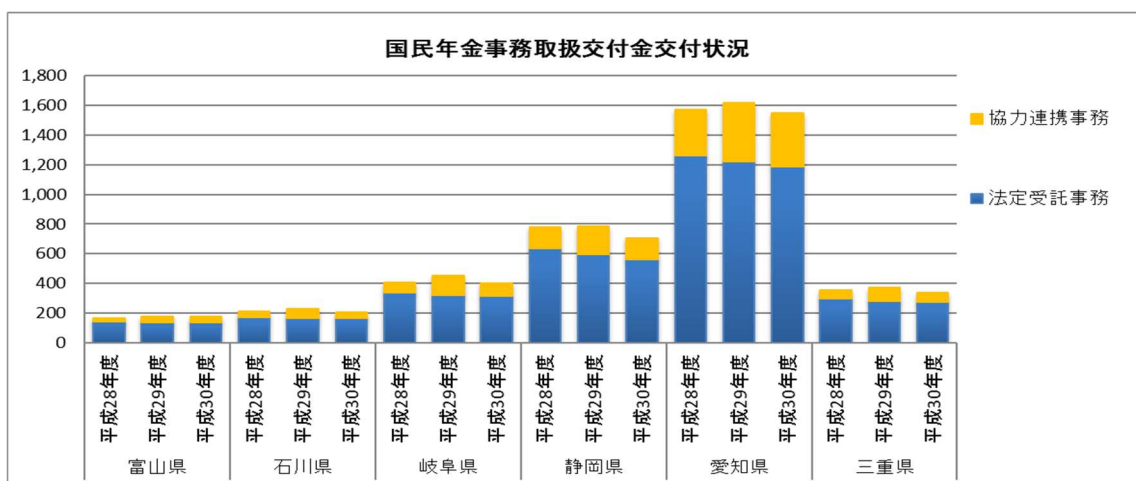
ア. 国民年金等事務取扱交付金の交付状況は、次のとおりです。

(単位：円)

県名	市町村数	年度	法定受託事務	協力・連携事務	計
富山県	15	平成28年度	139,992,939	28,762,239	168,755,178
		平成29年度	134,550,472	42,626,176	177,176,648
		平成30年度	134,156,251	40,413,671	174,569,922
石川県	19	平成28年度	173,540,938	37,136,572	210,677,510
		平成29年度	162,556,209	63,754,826	226,311,035
		平成30年度	164,628,366	40,103,507	204,731,873
岐阜県	42	平成28年度	336,635,381	72,647,420	409,282,801
		平成29年度	321,592,677	131,429,420	453,022,097
		平成30年度	316,618,855	84,813,347	401,432,202
静岡県	35	平成28年度	634,818,510	146,226,768	781,045,278
		平成29年度	594,845,901	188,268,365	783,114,266
		平成30年度	562,070,691	141,863,330	703,934,021
愛知県	54	平成28年度	1,263,471,486	309,869,162	1,573,340,648
		平成29年度	1,223,276,531	392,056,861	1,615,333,392
		平成30年度	1,188,414,205	358,994,682	1,547,408,887

三重県	29	平成 28 年度	294,625,285	58,717,383	353,342,668
		平成 29 年度	280,887,185	91,562,259	372,449,444
		平成 30 年度	274,788,943	63,816,798	338,605,741
管内計	194	平成 28 年度	2,843,084,539	653,359,544	3,496,444,083
		平成 29 年度	2,717,708,975	909,697,907	3,627,406,882
		平成 30 年度	2,640,677,311	730,005,335	3,370,682,646

(単位：百万円)



イ. 市町村国民年金事務担当職員を対象とした説明会の実施状況は、次のとおりです。

県名 (市町村数)	開催日	会場	受講者数 (市町村数)
富山県 (15)	平成 30 年 6 月 15 日	富山県教育文化会館	20 名 (15)
	平成 31 年 1 月 17 日		16 名 (15)
石川県 (19)	平成 30 年 6 月 14 日	石川県地場産業振興センター	23 名 (19)
	平成 31 年 1 月 18 日		23 名 (19)
岐阜県 (42)	平成 30 年 6 月 8 日	岐阜産業会館	50 名 (41)
	平成 31 年 1 月 9 日		42 名 (41)
静岡県 (35)	平成 30 年 6 月 6 日	静岡県教育会館	59 名 (34)
	平成 31 年 1 月 16 日		57 名 (34)
愛知県 (54)	平成 30 年 6 月 13 日	フジコミュニティセンター	84 名 (54)
	平成 31 年 1 月 10 日		62 名 (52)
三重県 (29)	平成 30 年 6 月 19 日	三重県総合文化センター	35 名 (28)
	平成 31 年 1 月 11 日		36 名 (28)

5. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

(1) 業務内容

健康保険事務指定市町村交付金は、厚生労働大臣の指定を受けた市町村が日雇特例被保険者に対して日雇特例被保険者手帳の交付、保険料の徴収等の諸手続業務に要した事務経費を交付するものです。

東海北陸厚生局では、市町村より提出された健康保険事務指定市町村交付金申請書及び各種報告書の内容審査並びに厚生労働本省への提出に係る業務を行っています。

(2) 管内の状況

健康保険事務指定市町村交付金の交付状況は、次のとおりです。

県名 (市町村名)	指定市町村数	申請市町村数	年度	取扱件数	交付金額 (単位：円)
愛知県 (武豊町)	1	1	平成 28 年度	16	1,350
			平成 29 年度	15	1,272
			平成 30 年度	14	1,206

6. 日本年金機構、市町村、関係機関等との連絡調整に関する業務について

(1) 業務内容

東海北陸厚生局では、政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関する業務を行っています。

(2) 管内の状況

管内の連絡調整に関する実施状況は、次のとおりです。

- ① 日本年金機構が行う「地域年金展開事業」への支援・協力として、各県で開催される「地域年金事業運営調整会議」（2月5日～27日までの間の6日）に委員として出席

※地域年金展開事業：「地域における年金運営の展開に関する事業」の略称。
地域に根ざした公的年金制度の啓発、周知を目的とする。

- ② 日本年金機構大曽根地域代表年金事務所との打合せ会への出席
年2回（5月31日、12月26日）
- ③ 県都市国民年金協議会等への出席
 - ・富山県都市国民年金事務研究協議会（10月12日）
 - ・岐阜県都市国保・年金主管課長会議（11月9日）
 - ・愛知県都市国民年金協議会研修会（1月31日）

年金審査課

1. 業務内容

年金に加入していた期間や保険料の納付など国が管理する年金記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。

東海北陸厚生局では、被保険者等から提出された年金記録の訂正請求に関する事務や調査業務のほか、東海北陸地方年金記録訂正審議会の運営と総務に関することを行っています。

なお、年金記録の訂正請求の窓口は年金事務所となっています。ご不明な点等ございましたら、最寄りの年金事務所（次頁参照）までお問い合わせください。

（一〇メモ）～記録訂正の決定手続について～

年金記録の訂正請求があった事案について東海北陸厚生局長が記録訂正・不訂正の決定を行うに当たり、決定の公平性・透明性や信頼性を確保するため、民間有識者からなる審議会の審議結果に基づいて行う仕組みになっています。

2. 実績（平成30年度）

（1）訂正請求受付状況

（単位：件）

国民年金	41
厚生年金保険	179
計	220

（2）処理状況

（単位：件）

	処理件数						
		厚生局処理				日本年金 機構で 記録訂正	取下 げ等
		訂正 決定	不訂正 決定	請求 却下			
国民年金	39	36	3	33	0	0	3
厚生年金保険	203	90	44	46	0	99	14
合計	242	126	47	79	0	99	17

東海北陸厚生局管内の年金事務所一覧

県名	年金事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
富山県	富 山	〒930-8571	富山市牛島新町 7-1	076-441-3926
	高 岡	〒933-8585	高岡市中川園町 11-20	0766-21-4180
	魚 津	〒937-8503	魚津市本江 1683-7	0765-24-5153
	砺 波	〒939-1397	砺波市豊町 2-2-12	0763-33-1725
石川県	金 沢 南	〒921-8516	金沢市泉が丘 2-1-18	076-245-2311
	金 沢 北	〒920-8691	金沢市三社町 1-43	076-233-2021
	小 松	〒923-8585	小松市小馬出町 3-1	0761-24-1791
	七 尾	〒926-8511	七尾市藤橋町西部 22-3	0767-53-6511
岐阜県	岐 阜 北	〒502-8502	岐阜市大福町 3-10-1	058-294-6364
	岐 阜 南	〒500-8381	岐阜市市橋 2-1-15	058-273-6161
	多 治 見	〒507-8709	多治見市小田町 4-8-3	0572-22-0255
	大 垣	〒503-8555	大垣市八島町 114-2	0584-78-5166
	美濃加茂	〒505-8601	美濃加茂市太田町 2910-9	0574-25-8181
	高 山	〒506-8501	高山市花岡町 3-6-12	0577-32-6111
静岡県	静 岡	〒422-8668	静岡市駿河区中田 2-7-5	054-203-3707
	清 水	〒424-8691	静岡市清水区巴町 4-1	054-353-2233
	浜 松 東	〒435-0013	浜松市東区天龍川町 188	053-421-0192
	浜 松 西	〒432-8015	浜松市中区高町 302-1	053-456-8511
	沼 津	〒410-0032	沼津市日の出町 1-40	055-921-2201
	三 島	〒411-8660	三島市寿町 9-44	055-973-1166
	島 田	〒427-8666	島田市柳町 1-1	0547-36-2211
	掛 川	〒436-8653	掛川市久保 1-19-8	0537-21-5524
	富 士	〒416-8654	富士市横割 3-5-33	0545-61-1900

県名	年金事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
愛知県	大 曾 根	〒461-8685	名古屋市東区東大曾根町 28-1	052-935-3344
	中 村	〒453-8653	名古屋市中村区太閤 1-19-46	052-453-7200
	鶴 舞	〒460-0014	名古屋市中区富士見町 2-13	052-323-2553
	熱 田	〒456-8567	名古屋市熱田区伝馬 2-3-19	052-671-7263
	笠 寺	〒457-8605	名古屋市南区柵下町 3-21	052-822-2512
	昭 和	〒466-8567	名古屋市昭和区桜山町 5-99-6 桜山駅前ビル	052-853-1463
	名古屋西	〒451-8558	名古屋市西区城西 1-6-16	052-524-6855
	名古屋北	〒462-8666	名古屋市北区清水 5-6-25	052-912-1213
	豊 橋	〒441-8603	豊橋市菰口町 3-96	0532-33-4111
	岡 崎	〒444-8607	岡崎市朝日町 3-9	0564-23-2637
	一 宮	〒491-8503	一宮市新生 4-7-13	0586-45-1418
	瀬 戸	〒489-8686	瀬戸市共栄通 4-6	0561-83-2412
	半 田	〒475-8601	半田市西新町 1-1	0569-21-2375
	豊 川	〒442-8605	豊川市金屋町 32	0533-89-4042
	刈 谷	〒448-8662	刈谷市寿町 1-401	0566-21-2110
	豊 田	〒471-8602	豊田市神明町 3-33-2	0565-33-1123
三重県	津	〒514-8522	津市桜橋 3-446-33	059-228-9112
	四 日 市	〒510-8543	四日市市十七軒町 17-23	059-353-5515
	松 阪	〒515-8973	松阪市宮町 17-3	0598-51-5115
	伊 勢	〒516-8522	伊勢市宮後 3-5-33	0596-27-3601
	尾 鷲	〒519-3692	尾鷲市林町 2-23	0597-22-2340

※ 岐阜南年金事務所、清水年金事務所、名古屋北年金事務所の厚生年金保険の適用及び徴収担当課は、岐阜北年金事務所、静岡年金事務所、大曾根年金事務所にそれぞれ集約されています。

社会保険審査官

1. 業務内容

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関（全国103名）として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求の事件について、審理を行っています。

- ・被保険者資格に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・標準報酬に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・保険給付に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・国民年金の保険料に関する処分、その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理

2. 実績（平成30年度）

（1）審査請求取扱状況 （単位：件）

受付（※）	1,295
取下（受付後に審査請求人から取下申出があった件数）	102
移送（受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数）	17
決定（審査官が決定した件数。内訳は「決定状況」のとおり）	875

（※）受付件数のうち、前年度からの繰り越し分は288件です。

（2）決定状況 （単位：件）

	容認	棄却	却下	計
健康保険	16	123	2	141
船員保険	0	0	0	0
厚生年金	16	290	8	314
国民年金	7	407	6	420
合計	39	820	16	875

（一口メモ）～容認・棄却・却下～

【容認】受理した審査請求について内容を審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものです。

【棄却】受理した審査請求について内容を審理した結果、請求について、その理由がないとして、請求をしりぞけたものです。

【却下】期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、審査請求について内容を審理するに至らなかったものです。

健康福祉課

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

(1) 業務内容

困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対し、国の責任において医療の給付を行うことなどから、生活保護法に基づき、公費負担医療を行う医療機関等（病院、診療所、薬局、介護老人福祉施設など）を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する国が開設する医療機関等の指定や変更届の受理などを行っています。

（一口メモ）～公費負担医療～

公衆衛生や社会福祉の観点から国などが特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う制度をいいます。

（各年度3月31日現在）

指定医療機関数		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
38	37	37

※ 国の開設する介護機関（介護老人福祉施設など）の指定はありません。

(2) 実績

（単位：件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生活保護指定医療機関			
指定	0	0	0
指定の更新	11	19	8
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	19	6	9
指定辞退の申出の受理	1	1	0
計	31	26	17

2. 各種補助金等の交付等について

2-1 施設整備等に係る補助金、交付金の交付

(1) 業務内容

平成16年度から施設・設備整備に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(2) 実績

補助金等名	交付目的	平成30年度 交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設 整備費等国庫補助金	県等の医療機関等の施設及び設備の整備に必要な経費を補助することにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。 (※) 法令根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条	【施設整備】 交付件数 1件 交付額 7,014千円
		【設備整備】 交付件数 33件 交付額 168,378千円
地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金	市町村が作成した整備計画に基づく事業の実施に必要な経費を交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業を推進する。 (※) 法令根拠：介護保険法等	交付件数 213件 交付額 789,947千円

次世代育成支援対策 施設整備費交付金	<p>児童福祉施設等の施設の整備に対して、その経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進する。</p> <p>(※) 法令根拠：次世代育成支援対策推進法第11条</p>	<p>交付件数 38件 交 付 額 745,029千円</p>
保育所等整備交付金	<p>市町村が作成した保育所等の整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を市町村に交付することにより、保育所待機児童の解消を推進する。</p> <p>(※) 法令根拠：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の4の3</p>	<p>交付件数 164件 交 付 額 8,829,429千円</p>
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	<p>社会福祉法人等が整備する障害福祉サービス事業所等の整備に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：福祉各法</p>	<p>交付件数 76件 交 付 額 1,866,110千円</p>

2-2 義務的経費に係る補助金等の交付

(1) 業務内容

平成15年度から義務的経費に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(一〇メモ) ～義務的経費～

国又は地方自治体の歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことをいいます。

(2) 実績

補助金等名	交付目的	平成30年度 交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	<p>県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う入院患者の医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条</p>	<p>交付先 6県10市</p> <p>交付額 252,705千円</p>
結核医療費国庫補助金	<p>県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う一般患者の医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条第1項</p>	<p>交付先 6県10市</p> <p>交付額 26,775千円</p>

原爆被爆者手当交付金	<p>県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 1,420,423 千円</p>
原爆被爆者葬祭料交付金	<p>県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 48,867 千円</p>
原爆被爆者健康診断費交付金	<p>県が行う原爆被爆者の健康診断に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第2項</p>	<p>交付先 6 県</p> <p>交付額 22,971 千円</p>
児童扶養手当給付費国庫負担金	<p>県又は市町村が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：児童扶養手当法第21条</p>	<p>交付先 6 県 118 市町</p> <p>交付額 17,715,876 千円</p>

特別児童扶養手当事務 取扱交付金	県又は市町村が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務処理に必要な費用を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図る。 (※) 法令根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条	交付先 6 県 194 市町 交付額 129,702 千円
特別障害者手当等給付 費国庫負担金	県又は市町村が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。 (※) 法令根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条	交付先 6 県 118 市町 交付額 4,988,789 千円
婦人保護費国庫負担 金・補助金	県が行う婦人相談所での一時保護、移送及び婦人保護施設で収容保護等の事業に対して、その費用の一部を負担（補助）することにより、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。 (※) 法令根拠：売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条	交付先 6 県 交付額 【負担金】 75,462 千円 【補助金】 154,676 千円
児童入所施設措置費等 国庫負担金	県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。 (※) 法令根拠：児童福祉法第53条	交付先 6 県 100 市町 交付額 【保護費負担金】 12,990,111 千円 【保護医療費負担金】 391,041 千円

2-3 災害復旧費国庫補助金

(1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

ア. 業務内容

社会福祉法人等が整備した社会福祉施設等が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の確保を図っています。

イ. 実績

平成30年度は、被災自治体との実務打合せを行うなど、災害査定を円滑に進め、迅速な対応を行いました。

その結果、6件の調査（査定）を実施し、交付決定額は7,979千円となりました。

- ・老人福祉施設
4件（岐阜県、名古屋市） 4,524千円
- ・児童福祉施設
2件（静岡県、名古屋市） 3,455千円



老人福祉施設の台風による被害

(2) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

ア. 業務内容

県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、公衆衛生の確保を図っています。

イ. 実績

平成30年度は、保健センターの豪雨による被害について、調査（査定）を実施し、補助を行いました。

- ・保健センター
1件（岐阜県）

1,391千円



保健センターの豪雨による被害

2-4 財産処分に関する業務

(1) 業務内容

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合（※）は、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

（※）補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいいます。

東海北陸厚生局では、平成16年度から、国庫補助金を受けた施設がその財産を処分する際の承認や、報告書の受理などを行っています。

(2) 実績

（単位：件）

区分	処理件数		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
転用	69	48	57
譲渡	7	21	41
貸付	10	8	11
担保	0	0	2
取壊し・廃棄	21	26	30
計	107	103	141

3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について

3-1 三種病原体等の所持又は輸入の届出

(1) 業務内容

病原体等が生物テロに使用された場合の国民への生命や健康に与える影響などを踏まえて、それらを所持する場合や輸入する場合は、申請又は届出を行うとともに適正に管理することとされています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者や輸入者から、その所持や輸入の届出、変更の届出の受理に関する業務を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(一〇メモ) ～病原体等～

病原体等とは、感染症の病原体や毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるものをいいます。）のことをいいます。病原体や細菌の病原性や国民の生命及び健康に対する影響に応じて、特定病原体等として一種病原体等から四種病原体等までに分類されています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
所持又は輸入の届出の受理	1	0	1
所持又は輸入の変更届出の受理	5	0	5
不所持届の受理	0	1	1
計	6	1	7

3-2 検査

(1) 業務内容

特定病原体を所持する場合には、その区分に応じて施設、保管、使用、運搬、滅菌などに関する基準の遵守が定められています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、立入検査を行っています。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況についても検査を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 実績

ア. 検査の実績

(単位：件)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5	3	3

イ. 平成30年度の主な指導事項及び件数

指導事項	内容	件数
設 備	・法令で定めている基準を担保できる点検を行うこと。	1
帳 簿	・三種病原体等の使用、保管、滅菌等に係る帳簿を整備し適切に記録を残すこと。	3

4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について

(1) 業務内容

民生委員や児童委員は、県知事（指定都市、中核市の長を含みます。以下、「県知事等」といいます。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しています。

また、児童委員の中から、県知事等の推薦によって厚生労働大臣が主任児童委員を指名しています。

さらに、多年にわたり社会福祉の増進に貢献された民生委員や児童委員に対し、厚生労働大臣より感謝状の授与や表彰が行われます。

東海北陸厚生局では、管内6県に係る民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状などの授与の業務を行っています。

(※) 根拠法令：民生委員法、児童福祉法

(一〇メモ) ～民生委員・児童委員・主任児童委員～

民生委員・児童委員とは、地域住民の立場に立って相談や援助を行うとともに、福祉事務所などの関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事する方々です。また、民生委員は、児童委員を兼務しています。

児童委員のうち主任児童委員は、児童相談所などの関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員や児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われます。直近では、平成28年に一斉改選が行われ、その任期は平成31年11月30日までとなっています。

(2) 実績

(単位：人、団体)

区 分	事務処理件数		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生委員・児童委員の委嘱	33,070	695	618
民生委員・児童委員の解嘱	351	621	608
主任児童委員の指名	3,307	67	55
主任児童委員の解除	1	2	3
厚生労働大臣感謝状の授与	7,506	212	190
厚生労働大臣表彰状の授与	613	80	65

民生委員・児童委員数

各年度 4 月 1 日現在（単位：人）

県名	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	民生委員・児童委員数	左のうち、主任児童委員数	民生委員・児童委員数	左のうち、主任児童委員数	民生委員・児童委員数	左のうち、主任児童委員数
富山県	2,521	266	2,545	271	2,539	271
石川県	3,030	318	3,108	315	3,109	315
岐阜県	4,463	505	4,468	500	4,471	499
静岡県	6,764	563	6,749	563	6,779	565
愛知県	11,571	1,273	11,736	1,282	11,737	1,290
三重県	4,079	332	4,081	338	4,105	340
合計	32,428	3,257	32,687	3,269	32,740	3,280

5. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 業務内容

各県・市が行う児童扶養手当支給に関する事務の円滑な実施の確保を図ることを目的として児童扶養手当の支給事務に関する指導監査を実施しています。

東海北陸厚生局では、各県は3年に1回程度、市及び福祉事務所を設置する町村は6年に1回程度の頻度により監査を行っています。

(※) 根拠法令：地方自治法第245条の4

(一)メモ) ~児童扶養手当~

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(2) 実績

ア. 監査の実績

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 県 13 市	1 県 13 市	12 市

イ. 平成30年度の主な指導事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
主管課の業務体制の状況	0	2	2
認定請求書受理の状況	1	0	1
認定請求書の審査及び決定の状況	0	2	2
現況届の処理状況	0	8	8
一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置 に係る事務処理の状況	0	2	2
受給資格喪失者に係る事務処理状況	0	5	5
その他	0	3	3
合 計	1	22	23

6. 保護施設に対する指導監査について

(1) 業務内容

保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、保護施設に対する指導監査や、地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況に対する技術的助言を実施しています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市が設置する保護施設（5施設）を対象として、概ね3年に1回の頻度で実地による監査を行っています。

(※) 根拠法令：生活保護法第23条第1項、地方自治法第245条の4

(一〇メモ) ～保護施設～

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」、「更生施設」、「授産施設」、「宿所提供施設」のことをいいます。

(2) 実績

ア. 監査の実績

(単位：施設)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	2	2

イ. 平成30年度の主な指摘事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
入所者処遇の充実	0	1	1
防災対策の充実強化	0	1	1
合 計	0	2	2

7. 生活保護法施行事務監査について

(1) 業務内容

生活保護制度における他法他施策の優先徹底を図ることを目的として、生活保護法施行事務に関する監査を行っています。

東海北陸厚生局では、管内の15区市を対象に自立支援医療（更生医療）の優先適用や向精神薬における重複処方状況に関する監査を実施しています。

（一〇メモ）～生活保護制度における他法他施策の優先～

生活保護制度の目的は、資産、能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施することです。そのため、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる制度がある場合（自立支援医療（更生医療）など）は、生活保護法による保護に優先しその制度を活用しなければなりません。

(2) 実績

ア. 監査の実績

(単位：件)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
向精神薬	462	324	340

イ. 被保護者に対して自立支援医療（更生医療）が適用されていない主な理由

- 被保護者が更生医療指定病院以外の医療機関を受診していたため。
- 被保護者が更生医療指定病院から緊急搬送された医療機関への指定換えをしなかったため。
- 被保護者が更生医療の申請手続き中であったため。
- 更生医療の認定を受けているにもかかわらず、被保護者が医療機関に更生医療受給者証を提示していなかったため。

ウ. 被保護者に対して向精神薬が重複して処方されていた理由

- 被保護者が異なる疾病で複数の医療機関を受診し、同一効能の向精神薬を処方されていたため。
- 従来受診している医療機関から向精神薬を処方されていた被保護者が、緊急的に受診した医療機関から向精神薬を処方されたため。

8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について

(1) 業務内容

平成26年7月の改正生活保護法の施行に伴い、生活保護法に基づき指定された医療機関に対して、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導検査の実施が可能となりました。

東海北陸厚生局では、平成26年度より、生活保護法指定医療機関において診療方針及び診療報酬の請求等を適正に行えるように、管内地方自治体と共同して個別指導を実施しています。

(2) 実績

(単位：件)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	1	1

（一口メモ）～生活保護法に基づく指定医療機関～

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について

(1) 業務内容

障害者自立支援等業務の円滑かつ適正な実施を図るため、県が行う障害福祉サービス事業者などの指定事務や指導監査、市町村に対する指導などの状況について、実地により聴取し、助言などを行っています。

(※) 根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律2条第3項
地方自治法第245条の4

(一〇メモ) ～障害者自立支援等業務～

障害者自立支援等業務とは、

- ・介護給付費（ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等）、訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、補装具及び障害児通所給費等の支給決定業務
- ・移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援など市町村又は都道府県が行う障害者などへの自立支援に関する業務を行います。

(2) 実績

ア. 実施件数

(単位：県・市)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合 計	4	6	5

イ. 平成30年度の主な指導事項及び件数

項目	指摘件数	指摘内容の概要
【県】		
自立支援医療費の審査点検について	2	<ul style="list-style-type: none"> ・連名簿の審査点検が未実施である（1件） ・診療報酬明細書の審査点検が不十分である（1件）
【市】		
指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査について	3	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導（障害児）の実施率が低調である（1件） ・指定自立支援医療機関に対する指導が未実施である（2件）
障害福祉サービス事業者等の指定事務について	2	<ul style="list-style-type: none"> ・指定自立支援医療機関の指定の辞退の取扱いが不適切である（2件）

自立支援医療費支給認定について	1	・医療受給者証の医療の具体的方針欄への記入が不適切である（1件）
自立支援医療費の審査点検について	2	・連名簿の審査点検が未実施である（1件） ・診療報酬明細書の審査点検が未実施である（1件）
業務管理体制の整備に関する事務について	6	・届出事務の対応が不適切である（1件） ・検査要綱が未制定である（2件） ・一般検査が未実施である（3件）
合 計	16	

10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について

（1）業務内容

障害福祉サービス事業者等は、法令遵守のための業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられています。

平成29年度から、国に届出のあった東海北陸管内の事業者を対象に、業務管理体制の整備・運用状況を確認するための検査を定期的を実施しています。

（※）根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法

○届出書の内容

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	// 主たる事業所の所在地
	// 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令順守責任者」の氏名・生年月日
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令順守規程」の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

○届出書の届け先

	事業所の区分	届出先	備考
①	指定事業所等が <u>2以上</u> の都道府県に所在する事業者等	<u>厚生労働省</u>	<u>厚生労働本省</u> <u>障害保健福祉部監査指導室</u>

②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業者が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	全ての事業者等が同一指定都市（※）内に所在する事業者等	指定都市（※）	※ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
④	①～③以外の事業者等	都道府県	

(2) 検査実績

(単位：件)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
—	3	3

11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について

(1) 業務内容

各種養成施設の指定又は認定、養成施設の指定内容の変更に伴う審査、社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項に基づく実習演習科目の確認（以下、「科目確認大学等」といいます。）等の業務を行っています。

なお、各種養成施設は、あん摩マッサージ指圧師養成施設、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設、社会福祉士学校、介護福祉士学校、精神保健福祉士学校です。

また、養成施設の設置計画や変更に係る事前相談に対する指導、養成施設の年次報告の受理を行っています。加えて、指導調査により、授業の実施状況や施設設備の整備状況等の法令等の遵守状況の確認も行っています。

(2) 業務対象

（平成31年3月31日現在）

区 分	施設数	課程数
あん摩マッサージ指圧師・はり師きゅう師養成施設	3	4
栄養士養成施設	17	19
管理栄養士養成施設	19	19
社会福祉士学校（※1）	0	0
介護福祉士学校（※1）	35	39
精神保健福祉士学校（※1）	0	0
科目確認大学等（※2）	27	37
合 計	101	118

（※1） 大学等文部科学省と共管の施設に限ります。

（※2） 科目確認大学とは、指定科目のうちの実習演習科目が、文部科学省・厚生労働省令に定める要件に適合していることについて、文部科学大臣及び厚生労働大臣に事前に確認を受けた大学になります。指定科目とは省令で定める社会福祉に関する科目のことであり、この指定科目を修めて卒業した者は社会福祉士国家試験の受験資格を得ることができます。

(3) 実績

平成30年度における養成施設の指定等に関する業務については、次のとおりです。

また、指導調査に関しては、平成29年度養成施設等指導調査の基本方針に基づき実施するとともに、職種別に根拠法令等を明記した「自己点検表」を東海北陸厚生局のホームページに掲載のうえ、その利用を推奨しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/shido_yosei/jikotenken.html)

ア. 養成施設の指定等の実績

資格	養成施設の指定	実習演習科目の確認	指定内容変更の承認	指定の取消	指定内容変更届の受理	年次報告書の受理	指導調査
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師養成施設	0	0	0	0	0	4	0
栄養士養成施設	0	0	5	0	5	20	7
管理栄養士養成施設	0	0	2	0	4	19	1
社会福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
介護福祉士学校	2	0	6	1	72	38	7
精神保健福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
小計	2	0	13	1	81	81	15

科目確認大学等	0	0	0	1	76	0	0
---------	---	---	---	---	----	---	---

合計	2	0	13	2	157	81	15
----	---	---	----	---	-----	----	----

イ. 平成30年度の指導事項及び件数

指摘事項	文書指摘件数	口頭指摘件数	計
学則の記載内容が不明瞭、記載不備など	0	0	0
入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など	0	2	2
専任教員の未配置、無資格教員による授業など	1	4	5
学則に定めた授業時間数の不足など	0	1	1
設備、備品等の整備状況の不備など	0	2	2
記録文書の整備状況の不備など	1	1	2
変更承認又は届出の未提出など	0	0	0
合計	2	10	12

12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について

(1) 業務内容

「介護技術講習会」（介護福祉士養成施設等の設置者が実施）を受講することで、介護福祉士国家試験の実技試験を免除するものであり、実施者からの届出書を受理し、審査を行っています。（大学等文部科学省と共管の施設に限ります。）

(2) 実績

平成30年度は、1法人により1回の講習が実施されました。

13. 経営力向上計画に関する業務について

(1) 業務内容

「経営力向上計画」とは、人材育成や財務内容の分析、マーケティングの実施、ITの利活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上するための計画で、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等の措置を受けることができます。

対象事業としては、介護分野、医療分野及び食品分野等の厚生労働省が所管する事業（労働分野を除く）を所管し、平成30年4月から地方厚生局において経営力向上の認定や調査等を行っています。

なお、申請書の受付や認定等については各厚生局で行い、内容確認及び審査事務については、関東信越厚生局で一括して行っていたところですが、平成30年12月受付分より、東海北陸厚生局分は直接に内容確認及び審査事務を行っています。

(2) 実績（認定件数及び業種）

（単位：件）

業種 年度	医療・ 福祉	サービス	製造	卸売・ 小売	教育	宿泊・ 飲食	生活関連	合計
平成30年度	312	3	37	66	1	170	73	662

14. その他の業務について

その他、クリーニング師試験の学力認定に関する業務、クリーニング師試験の指定試験機関の指定等に関する業務、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく報告徴収や立入検査に関する業務、特定感染症指定医療機関に係る監督に関する業務、中小企業の新たな事業活動の促進に関する業務を行っています。

なお、東海北陸厚生局におけるこれらの業務に関する平成30年度の実績はありません。

医事課

1. 医師の臨床研修について

(1) 業務内容

ア. 臨床研修病院の研修プログラム等の審査

(ア) 臨床研修病院指定申請に伴う研修プログラム等の審査

新規に臨床研修病院の指定を受けようとする病院の研修プログラム及び臨床研修病院群、研修医の処遇等の内容の審査を行っています。

東海北陸厚生局管内の臨床研修病院の指定状況は、次のとおりです。

○臨床研修指定病院数（基幹型）

平成29年度	平成30年度	増減
148病院	148病院	新規指定 ○病院 指定辞退 ○病院

(イ) 既指定病院の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理

臨床研修病院の研修プログラム変更・新設に関する69件の届出を受理し、内容の審査を行いました。

イ. 臨床研修修了者の登録に係る事務

臨床研修修了者からの医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び臨床研修修了登録証の交付を行っています。

○平成30年度：1,201件

○平成29年度：1,163件

ウ. 適正な研修の実施体制の確保と質の向上のための支援・フォローアップ

(ア) 指導医講習会等において、医師臨床研修制度について説明を行い、臨床研修を実施する病院・施設における適切な指導体制の確保や適正な研修の実施のための支援を行っています。

○指導医講習会への講師派遣：平成29年度（3回）

○指導医講習会への講師派遣：平成30年度（6回）

○プログラム責任者講習会への講師派遣：平成29年度（1回）

○プログラム責任者講習会への講師派遣：平成30年度（1回）

（イ）相談対応

研修プログラム、処遇等に関する研修医及び研修施設からの相談に対し、適宜対応しています。

エ. 臨床研修費等補助金（医師）の執行事務

臨床研修費等補助金は、臨床研修を実施するための指導体制や環境を整えるための経費です。臨床研修病院及び大学附属病院からの補助金交付申請を受け付け、交付額を決定しています。

なお、国（国立大学法人を含む）が開設する病院は補助対象とはなりません。

○平成30年度交付申請：142件 1,360,990千円

○平成29年度確定：133件 1,031,949千円

オ. 関係機関等に対する医師臨床研修制度の普及啓発、指導・助言等

医師臨床研修制度に関する普及啓発や運用に関する指導・助言等を大学、病院、自治体をはじめとして、地域の関係団体等に対して行っています。

（ア）「東海北陸地区臨床研修病院合同説明会」

医学部学生が臨床研修に必要な情報収集を可能し、当管内での臨床研修の実施を促進するため、管内の臨床研修病院が自院の研修プログラムや病院の特徴を、医学部学生に対して説明する「東海北陸地区臨床研修病院合同説明会」を開催しています。平成30年度は次のとおりです。

○日 時：平成30年5月5日（土）10時～16時

○会 場：名古屋市中企業振興会館（吹上ホール）

○主 催：東海北陸地区臨床研修病院合同説明会実行委員会

○参加病院数：110病院

○参加医学生数：777名

（一〇メモ）～臨床研修～

平成16年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けることが、医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

2. 歯科医師の臨床研修について

(1) 業務内容

ア. 歯科医師臨床研修施設の研修プログラム等の審査

(ア) 歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う研修プログラム等の審査

新規に臨床研修施設の指定を受けようとする施設の研修プログラム及び臨床研修施設群、研修歯科医の処遇等の内容の審査を行っています。

東海北陸厚生局管内の臨床研修施設の指定状況は、次のとおりです。

○歯科医師臨床研修指定施設数（単独・管理型）

平成29年度	平成30年度	増減
61施設	60施設	新規指定 2病院 指定辞退 3病院

(イ) 既指定施設の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理

歯科医師臨床研修施設の研修プログラム変更・新設に関する21件の届出を受理し、内容の審査を行いました。

イ. 歯科医師臨床研修修了者の登録に係る事務

歯科医師臨床研修修了者からの歯科医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び歯科医師臨床研修修了登録証の交付を行っています。

○平成30年度：206件

○平成29年度：213件

ウ. 相談対応

研修プログラム、処遇等に関する研修歯科医及び臨床研修施設からの相談に対し、適宜対応しています。

(一〇メモ) ～歯科医師臨床研修～

平成18年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする歯科医師は1年以上の臨床研修を受けることが、歯科医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修施設が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

3. 医師確保について

政府・与党において平成19年5月31日に「緊急医師確保対策について」、地域医療に関する関係省庁連絡会議において平成19年8月31日に「新医師確保総合対策」が取りまとめられました。また、平成27年12月から、厚生労働省が設置した「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会」において医師数及び医学部定員、医師偏在対策や医師の働き方改革に関して検討され、平成30年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立しました。

東海北陸厚生局では、管内における二次医療圏別の医師数、無医師地区や各県の医師確保対策の取組やその状況の把握等を行っています。

4. 医師及び歯科医師の再教育研修について

(1) 業務内容

再教育研修には次のとおり「団体研修」と「個別研修」があります。

研修の形態は、次のとおりです。

- ① 戒告処分を受けた医師等：団体研修
- ② 医業停止等1年未満の処分を受けた医師等：団体研修(課題学習を含む)
- ③ 医業停止等1年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者：団体研修及び個別研修

東海北陸厚生局は「個別研修」に関する業務を担当しており、再教育の対象者が受けるべき個別研修の時間は、次のとおりです。

- ① 医業停止等1年以上2年未満の処分を受けた医師等：80時間
- ② 医業停止等2年以上の処分を受けた医師等：120時間以上

(2) 再教育研修対象者

再教育の対象となるのは、戒告処分及び医業・歯科医業停止処分を受けたすべての医師等並びに免許取消後に再免許を受けようとするすべての者です。

平成28年度	平成29年度	平成30年度
医師 3名 歯科医師 1名	医師 2名 歯科医師 0名	対象者なし

(一〇メモ) ～再教育研修～

医師法及び歯科医師法の一部改正(平成19年4月1日施行)により、行政処分を受けた医師及び歯科医師に対して再教育研修を実施することとされました。

5. 医療安全に関する取組の普及啓発について

(1) 業務内容

ア. 医療安全に関するワークショップの開催

国民が安心して医療を受けるためには、医療機関や医療従事者によって提供される医療の質の向上に努めるとともに、安全を確保しなければなりません。

東海北陸厚生局では、医療機関の安全管理者等の資質向上を図り、そのことにより医療の安全性の向上を図るために、管内病院の医療機関管理者及び医療安全管理者等を対象に、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

令和元年度は令和元年12月5日・6日に開催を予定しています。過去の開催概要は、次のとおりです。

【平成30年度】

○開催日：平成30年12月6日（木）・7日（金）

○開催場所：ウィル愛知
名古屋港湾会館

○対象者：東海北陸管内の医療機関管理者及び医療安全担当者等

○開催規模：参加者は2日間で643名

【平成29年度】

○開催日：平成29年12月7日（木）・8日（金）

○開催場所：アートピアホール名古屋市青少年文化センター
名古屋医療センター

○対象者：東海北陸管内の医療機関管理者及び医療安全担当者等

○開催規模：参加者は2日間で544名

【平成28年度】

○開催日：平成28年12月20日（火）・21日（水）

○開催場所：ウィル愛知
名古屋大学豊田講堂ホール

○対象者：東海北陸管内の医療機関管理者及び医療安全担当者等

○開催規模：参加者は2日間で487名

6. 心神喪失者等医療観察法に係る業務について

(1) 業務内容

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）において、厚生労働省は主として対象者が円滑な社会復帰を促進するための必要な医療を行う役割を担っています。東海北陸厚生局では、地方裁判所、保護観察所などの関係機関と密に連携しながら、次の業務を行っています。

- ① 精神保健判定医、精神保健参与員名簿の取りまとめ
- ② 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施
- ③ 入院等の決定に伴う指定医療機関の選定並びに執行（移送）
- ④ 指定医療機関における医療提供に関する診療報酬の管理
- ⑤ 入院中の対象者からの処遇改善請求に関する事務手続き

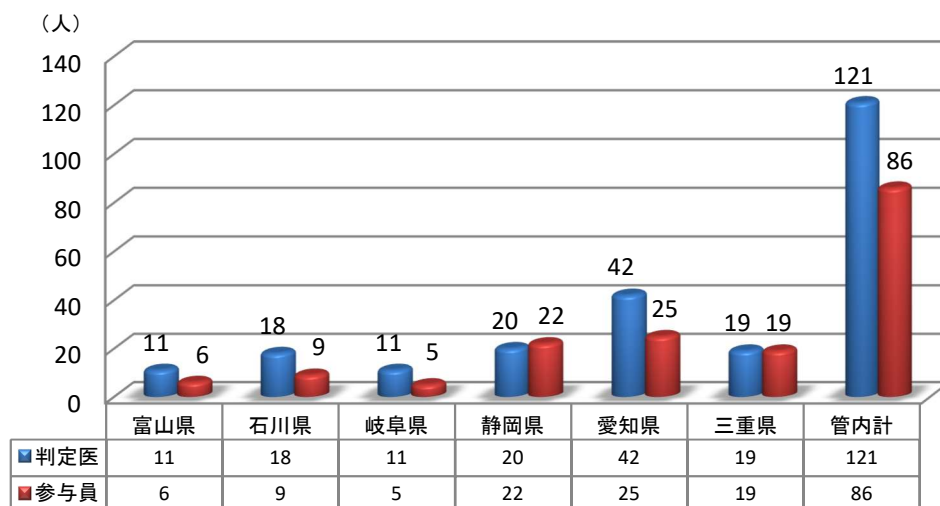
(2) 実績

ア. 精神保健判定医、精神保健参与員名簿の取りまとめ

毎年、精神保健判定医及び精神保健参与員となる者に対して、その意思を確認し、必要な事務手続きを行っています。

- ① 精神保健判定医：審判において精神保健医療の観点から意見を述べる者
- ② 精神保健参与員：審判において精神保健福祉の観点から意見を述べる者

精神保健判定医・参与員（平成31年3月31日現在）



イ. 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施

(ア) 指定入院医療機関

指定入院医療機関は「医療観察法」による入院処遇を担当させるため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

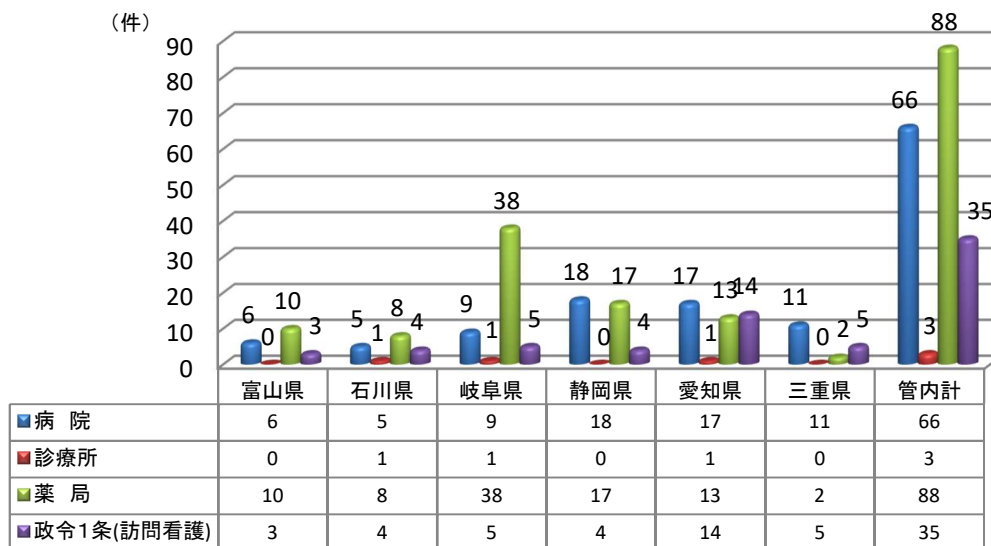
管内の指定入院医療機関は、独立行政法人国立病院機構北陸病院（33床）、静岡県立こころの医療センター（12床）、独立行政法人国立病院機構東尾張病院（33床）、独立行政法人国立病院機構榊原病院（17床）、愛知県精神センター（17床）の計5医療機関です。（平成31年3月31日現在）

(イ) 指定通院医療機関の現状

指定通院医療機関は「医療観察法」による入院によらない処遇（通院）を担当させるため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

指定通院医療機関については、次のとおり指定しています。

指定通院医療機関の現状（平成31年3月31日現在）



(ウ) 指定医療機関一般指導監査について

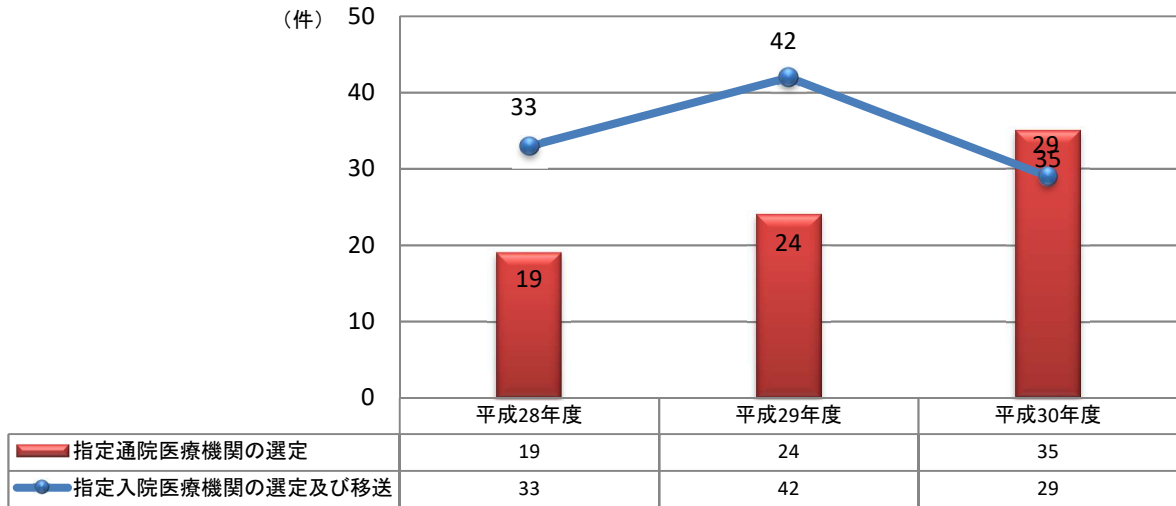
監査については、指定入院医療機関については年に1回、また、指定通院医療機関については、5年ごとに実施しています。

平成30年度は、5つの指定入院医療機関、7つの指定通院医療機関に対して指導監査を実施しました。

ウ. 入院等の決定に伴う指定医療機関の選定並びに執行（移送）

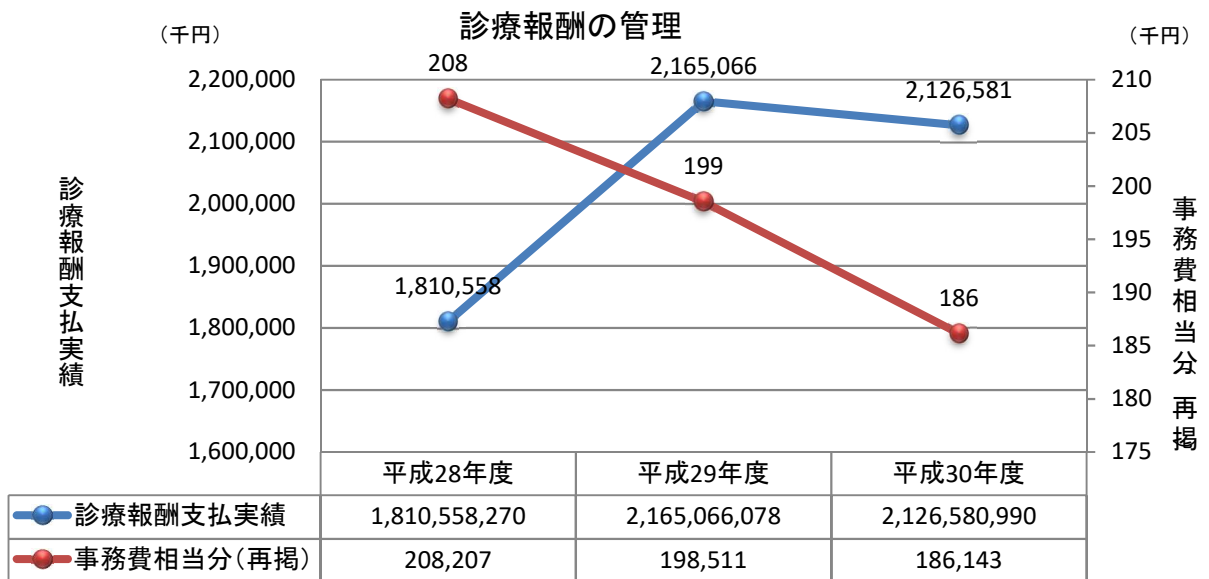
東海北陸厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関（入院及び通院）の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。管内における指定医療機関の選定状況等は、次のとおりです。

指定医療機関の選定並びに執行（移送）



エ. 指定医療機関における医療提供に関する診療報酬の管理

指定医療機関における診療報酬審査請求事務は、社会保険診療報酬支払基金に委託して実施しています。また、東海北陸厚生局では診療報酬明細書の詳細な審査を行っています。支払実績は入院、通院併せて、次のとおりです。



才. 入院中の対象者からの処遇改善請求に関する事務手続き

処遇改善請求は、心神喪失者等医療観察法の規定に基づく入院による医療を受けている者等が入院中の処遇を不服として、厚生労働大臣に対して、指定入院医療機関の管理者に、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを請求する制度です。処遇改善請求があったときは、請求の内容が社会保障審議会において審査されます。東海北陸厚生局ではそれらに関する事務手続きを行っています。

東海北陸厚生局における処遇改善請求の受理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
0	2	2

(一〇メモ) ～医療観察制度～

医療観察制度とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進すること」を目的とした制度です。

7. 医薬品等製造業許可等について

(1) 業務内容

業として医薬品等を製造する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県にその権限が委譲されています。

東海北陸厚生局では、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査しています。

- ① 生物学的製剤及び放射性医薬品製造業許可、更新業務（県知事経由）
県から進達される申請書の審査を行い、医薬品医療機器総合機構（PMDA）に送付します。PMDAの調査結果通知書により、構造設備規則への適合を確認し、許可証を作成し、申請者に交付します。
- ② 生物由来製品製造管理者の承認（県知事経由）
県から進達される承認申請書の内容審査を行い、承認書を作成し、交付します。
- ③ 各種届出の受理（県知事経由）
変更届、休止・廃止・再開届けを受理し、PMDAに進達します。
- ④ 許可証の書換え交付（県知事経由）
業者の許可証の記載事項に変更が生じたとき、申請書に基づき許可証の書換え交付をします。
- ⑤ 許可証の再交付（県知事経由）
業者が許可証を破り、汚し、又は失ったとき、申請書に基づき許可証の再交付をします。

(2) 登録業者数

平成31年3月31日現在 医薬品等製造業登録業者 14社
（みなし製造業登録事業者（再生医療等製品）1社を含む）

8. 毒物劇物の製造業・輸入業の登録等について

(1) 業務内容

毒物及び劇物取締法（毒劇法）において定められた毒物及び劇物を業として製造、輸入又は販売を行う者は、それぞれ製造業、輸入業又は販売業の登録を受けなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（毒劇法第4条）

東海北陸厚生局では、これらに係る申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

- ① 製造業・輸入業の登録（県知事経由）
登録申請書を審査し、登録票を交付します。
- ② 製造業・輸入業の更新（県知事経由）
更新申請書を審査し、登録票を交付します。
- ③ 登録変更（県知事経由）
登録変更申請書を審査し、毒物劇物登録変更済通知書を交付します。
- ④ 各種届出の受理（県知事経由）
県から進達される変更届、取扱責任者設置届・変更届、廃止届、品目廃止届の審査を行い、事務処理を行います。
- ⑤ 登録票の書換え交付（県知事経由）
業者の登録票の記載事項に変更が生じたとき、申請書に基づき登録票の書換え交付をします。
- ⑥ 登録票の再交付（県知事経由）
業者が登録票を破り、汚し、又は失ったとき、申請書に基づき登録票の再交付をします。
- ⑦ 毒物劇物輸入業品目登録済証の発行
県からの申請に基づき、税関に提出するための証明書を発行します。

(2) 登録業者数

平成31年3月31日現在	毒物劇物製造業登録業者	75社
	毒物劇物輸入業登録業者	85社

9. 健康危機管理について

(1) 業務内容

健康危機とは原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態のことです。東海北陸厚生局では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、対策を講じています。具体的には、健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、衛生研究所等）との緊急連絡網を作成しています。さらに、関係機関の職員が健康危機管理に対する共通の認識をし、情報の共有化等を行い、相互に連携を強めることを目的として「東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会」を開催しています。

ア. 健康危機管理連絡体制等の整備

(ア) 東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会の運営

管内自治体間の連絡調整の場として、管内6県・10保健所設置市・2検疫所及び東海北陸厚生局を構成員団体とする協議会を設置運営しています。（事務局は東海北陸厚生局、名古屋検疫所）

(イ) 健康危機管理メーリングリストの運営

協議会メンバー同士の情報提供・意見交換等のためのメーリングリストを運営しています。

(ウ) 健康危機管理相互支援協定の締結

健康危機管理事案発生時において、協議会メンバー間で、①原因究明調査、②医薬品等の提供、③医療チームの派遣、④特に要望のあった事項と医薬品等備蓄状況の把握、支援要請・受諾に係る手続・調整等の相互支援を行うための協定書を締結しています。

イ. 地方公共団体及び関係機関からの健康危険情報の収集・集約・報告

ウ. 国民、報道機関、地方公共団体、関係機関等への情報提供

エ. 健康危険情報に関する確認・調査のための事件・事故現場等への職員派遣

オ. 公衆衛生上重大な危害発生時の現地対策本部の設置

(2) 東海北陸厚生局内の体制

ア. 健康危機管理連絡協議会の運営について

東海北陸厚生局内では総務課、健康福祉課、医事課、食品衛生課が「東海北陸ブロック健康危機管理協議会運営チーム」の中心メンバーとなります。運営チームと名古屋検疫所との協議の上、健康危機管理協議会のメインテーマ、プログラムや開催時期等を決定し、年1回協議会を開催します。

【担当課】

- 感染症（新型インフルエンザを含む）及び飲料水：健康福祉課
- 医薬品、毒物劇物：医事課
- 食中毒、食の安全：食品衛生課
- その他自然災害等：総務課

【平成30年度の開催概要】

- 開催日：平成31年1月17日（木）
- 開催場所：名古屋合同庁舎第3号館 7階共用会議室
- 参加者：愛知県、石川県、岐阜県、静岡県、富山県、三重県、名古屋市、四日市市、浜松市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、静岡市、金沢市、豊田市の担当者19名、東海北陸厚生局、名古屋検疫所



公益社団法人日本食品衛生協会学術顧問
荒木恵美子様への講演に傾聴する参加者



グループワークにおいて
活発に議論する参加者

(フォトレポート：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/syokuhin_190117.html)

イ. 健康危機事案発生時

健康危機事案発生時は、東海北陸厚生局長を本部長として「健康危機管理等対策本部」が東海北陸厚生局内に設置されます。健康危機管理等対策本部の運営は本部員（健康福祉部長、総務管理官、指導総括管理官、麻薬取締部長等）及び上記の幹事課が中心に行います。

10. 再生医療等の安全性の確保について

(1) 業務内容

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成25年法律第85号）に基づき、再生医療等を提供する機関は提供計画を厚生労働本省へ提出することや、特定細胞加工物を製造しようとする者は細胞培養加工施設ごとに届出又は許可を受けることなどが必要です。

東海北陸厚生局では、全国の地方厚生局や（独）医薬品医療機器総合機構と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 生医療等提供計画の受理
- ② 特定細胞加工物の製造届書の受理又は製造許可
- ③ 再生医療等委員会の認定
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等
- ⑤ 相談対応

ア. 再生医療等提供計画の受理

再生医療等を提供する医療機関からの「再生医療等提供計画」を受理しています。

平成30年度（件）		
新規提出	変更届	中止届
55	134	75

イ. 特定細胞加工物の製造届書の受理又は製造許可

細胞培養加工施設からの「特定細胞加工物製造許可申請書」に基づく許可証の発行、「特定細胞加工物製造届書」や各種届出書の受理をしています。

① 特定細胞加工物の製造許可

平成30年度（件）			
新規許可	変更届	廃止届	更新
0	2	0	0

② 特定細胞加工物の製造届（受理）

平成30年度（件）		
新規届	変更届	廃止届
28	21	30

ウ. 再生医療等委員会の認定

再生医療等委員会を設置しようとする者からの「再生医療等委員会認定申請書」の審査と認定証を発行、再生医療等委員会からの各種届出書を受理しています。

平成 30 年度（件）			
認定申請（うち認定）	変更届	廃止届	更新申請
0（0）	19	1	7

エ. 定期報告の受付と必要な調査等

再生医療等提供する医療機関と細胞培養加工施設から年 1 回提出される定期報告の受付と必要な調査を行っています。

平成 30 年度（件）	
定期報告	調査
719	142

オ. 相談対応

申請・届出に関する施設等からの相談を適宜受け付けています。

（一口メモ）～再生医療等の安全性の確保等に関する法律～

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための法律「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成 25 年 11 月 27 日公布されました。

同法は、再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第 1 種」「第 2 種」「第 3 種」に分類し、再生医療等を提供しようとする医療機関が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等提供基準に基づいた計画等の受理等、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会の認定等、特定細胞加工物の製造の許可・認定・受理等の制度等を定めたものです。

11. 特定行為に関する看護師の研修機関の指定等について

(1) 業務内容

特定行為は、看護師が医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書（指示書）により一定の診療の補助を行うことであり、21区分38行為が定義されています。特定行為を行う看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、一定の基準に適合する研修を受ける必要があります。特定行為研修を修了した看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示書）によって、適時に特定行為を実施することができます。

東海北陸厚生局では全国の地方厚生局や地方自治体と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 研修機関の新規指定や指定研修機関の取消しに関する審査と指導
- ② 指定研修機関の特定行為研修の新規開始や廃止に関する審査と指導
- ③ 指定研修機関の研修計画や施設等の変更に関する審査と指導
- ④ 指定研修機関が提出する年次報告書の確認と指導
- ⑤ 指定研修機関に対する実地調査と指導
- ⑥ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理

ア. 研修機関の新規指定や指定研修機関の取消しに関する審査と指導

研修機関の指定に係る研修計画等の内容審査と施設等の実地調査や、指導を行っています。また、指定研修機関の取消しに関する審査も行っています。

平成30年度（件）	
新規指定	取消し
16	1

イ. 指定研修機関の特定行為研修の新規開始や廃止に関する審査と指導

指定研修機関が新たな特定行為区分に関する特定行為研修を開始しようとする際に提出する承認申請書の審査と指導を行っています。また、特定行為研修の区分や行為の廃止に関する審査も行っています。

平成30年度（件）	
新規開始	廃止
2	0

ウ. 指定研修機関の研修計画や施設等の変更に関する審査と指導

指定研修機関が、特定行為研修に関する計画を変更する際に提出する変更届や、特定行為研修を実施する施設等を、変更する際に提出する変更届に関する審査や指導を行っています（平成30年度：13件）。

エ. 指定研修機関が提出する年次報告書の確認と指導

指定研修機関が毎年提出する年次報告書を確認し、必要に応じて指導を行っています。確認が終わった報告書は厚生労働本省に進達します（平成30年度：8件）。

オ. 指定研修機関に対する実地調査

指導特定行為研修における指導方法や評価等の統一や研修の質的向上を図るため、必要に応じて指定研修機関に対し実地調査を行い、研修計画や研修体制等の指導を行います（平成30年度：15件）。

カ. 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理

毎年、指定研修機関から提出される特定行為研修を修了した看護師に関する報告書を受理し、その内容を確認し、まとめています（平成30年度：9件）。

東海北陸管内の特定行為研修を修了した看護師数（人）					
施設名	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	計
愛知医科大学大学院 看護学研究科看護学専攻	6	1	3	4	14
藤田医科大学大学院 保健学研究科保健学専攻	16	3	14	8	41
社会医療法人財団董仙会患寿総合病院	-	5	7		12
公立能登総合病院	-	-	4	4	8
医療法人社団藤聖会富山西総合病院	-	-	4	-	4
公立松任石川中央病院	-	-	4	-	4
国民健康保険小松市民病院	-	-	2	-	2
医療法人社団和楽仁芳珠記念病院	-	-	-	3	3
公益社団法人有隣厚生会富士病院	-	-	-	1	1
日本看護協会	-	-	-	-	40
計	22	9	38	20	129

（一口メモ）～特定行為研修～

団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助（例えば、脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

12. 臨床研究法について

(1) 業務内容

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的とし、平成29年4月14日に「臨床研究法」が施行されました。

臨床研究を実施する機関は、認定臨床研究審査委員会の申請、認定、3年ごとの更新、届出の変更、廃止、研究実施計画（新規・変更）、研究期間中の定期報告や疾病等報告、研究中止や終了などの届出又は許可を受けることなどが必要となります。

東海北陸厚生局では、全国の地方厚生局と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 臨床研究審査委員会に関する業務
- ② 臨床研究の実施に関する業務
- ③ 報告徴収及び立入検査に関する業務
- ④ 相談対応

ア. 臨床研究審査委員会に関する業務

臨床研究審査委員会の新規申請受付・認定、変更認定等の各種届出書を受理しています。

平成30年度（件）		
新規提出	変更届	中止届
4	37	0

イ. 臨床研究の実施に関する業務

実施計画の提出の受付、実施計画の変更、軽微変更届、研究の中止、終了等各種届出書の受理をしています。

平成30年度（件）			
新規届	変更届（含む軽微変更）	中止届	廃止届
184	14	0	0

ウ. 報告徴収及び立入検査に関する業務

特定臨床研究を実施する者、認定臨床研究審査委員会等に対する報告徴収・立入検査等を実施しています（平成30年度、該当なし）。

エ. 相談対応

申請・届出に関する施設等からの相談を適宜受け付けています。

（一口メモ）～臨床研究法～

臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めることにより、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として定めた法律です。

1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について

(1) 業務内容

総合衛生管理製造過程とは、HACCPの考え方を取り入れ、食品の製造・加工過程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害要因を分析し、重点的に管理する必要のある工程を定め連続的に監視することにより製品の安全性を確保する衛生管理方法です。この衛生管理方法は、従来から食品製造時に用いられていた一般衛生管理を基礎とし、より高度に安全性を確保するために、平成7年の食品衛生法改正時に導入されました。対象食品は、乳、乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、魚肉練り製品及び清涼飲料水です。

東海北陸厚生局では、事業者からの新規、変更、更新の申請内容の審査・承認及び承認施設への指導監督等を実施し、衛生管理の向上に努めています。

(一〇メモ) ~HACCP~

HACCPとは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

この手法は国連の国連食糧農業機関と世界保健機関の合同機関であるコーデックス委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

(2) 実績

ア. 東海北陸厚生局及び全国における承認の状況 (平成31年3月28日現在)

食品の種類	施設数				品目数			
	東海北陸			全 国	東海北陸			全 国
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度
乳	18	18	16	139	25	25	22	201
乳製品	17	17	14	126	24	24	19	173
食肉製品	10	10	10	61	20	19	19	102
魚肉練り製品	3	3	2	19	3	3	2	22
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	4	4	4	8	6	5	5	9
清涼飲料水	21	18	14	81	31	28	25	132
合 計	73	70	60	434	109	104	92	639

イ. 総合衛生管理製造過程承認等の状況

		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		施設数	品目数	施設数	品目数	施設数	品目数
承認	新規	4	6	1	1	0	0
	変更	6	7	2	4	2	2
	更新	22	25	22	34	12	13
その他	申請の取下げ	0	0	0	0	0	0
	承認の返上	7	7	3	4	10	13
	承認の失効	0	0	0	0	0	0
	承認の取消し	0	0	0	0	0	0

ウ. 立入検査の状況

(ア) 立入検査の実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(品目数)	63(80)	61(91)	42(62)

(イ) 立入検査における主な指摘事項(平成30年度)

指摘項目	主な指摘内容
一般衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・材料処理室において飛翔昆虫を現認した。外部侵入害虫に対する対策は行っていたが、内部発生における発生箇所の特定制対策については不十分であった。 ・半製品が床から30cm程度の低い場所に置かれており、その近くで台車等の洗浄が行われていたため、床からの跳ね水等による汚染の恐れがあった。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・レトルト殺菌について、殺菌時間のモニタリング方法として殺菌開始時及び終了時に現場時計を確認すると規定しているが、現場の聞き取り及び記録を確認したところ、チャートに印字された時刻を確認して記録している担当者もいることが判明した。
危害分析	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳受入の危害分析について、実際には「殺菌乳(牛乳)」を納入しているにも関わらず、「生乳」での危害を想定して行われていた。

<p>検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レトルト殺菌において、検証として水銀温度計による確認を午前 1 回午後 1 回実施すると規定しているが、稼働しているタイミングで確認するため、規定通りの頻度で実施されていない日が複数あった。 ・殺菌槽温度管理データについて、検証として月 1 回中心温度測定時のデータを確認しているが、製品温度が低い記録があるにもかかわらず、事故報告書等の記録がなかった。
<p>記録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱殺菌工程の温度チャートのチェック方法について、担当者により記録方法が異なる事例が認められた。
<p>管理体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCP 会議は月 1 回実施しているが、会議で検討中の内容については記載がなく、経過が確認できない記録であった。

エ. HACCP 指導者養成研修の開催

(平成 30 年 9 月 5～7 日、平成 31 年 2 月 6～8 日)

東海北陸厚生局では、管内自治体の食品衛生監視員を対象に、HACCP による衛生管理を普及させるための指導の方法や各自治体の職員に対し指導的な立場となる人材の養成を目的に研修会を開催しています。

また、各自治体が主催する HACCP に関する講習会等に講師を派遣し、HACCP の普及推進に努めています。

2. 輸出食品に係る業務について

(1) 業務内容

「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日開催 農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：内閣総理大臣）とりまとめ）に基づき輸出環境の整備を図るため、東海北陸厚生局では、厚生労働本省所管の輸出関連手続きとして、衛生証明書及び自由販売証明書を発行しています。また、現地査察も実施しています。

なお、平成30年6月に成立した食品衛生法の改正において、輸出する食品の安全性に関する証明書の発行に関する事項について、厚生労働省の業務として規定されました。施行は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(2) 輸出水産食品に関する業務

ア. 衛生証明書の発行件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対韓国輸出水産食品	451	525	541
対中国輸出水産食品	8	9	79
対台湾輸出貝類	—	0	0
対インド輸出水産食品	—	—	3
対メキシコ輸出水産食品	—	—	0

イ. 現地査察の件数

	施設数※	現地査察件数		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
対EU輸出水産食品施設	0	0	0	0
対米輸出水産食品施設	7	7	7	7
対韓国輸出水産食品施設	46	2	2	2
対中国輸出水産食品施設	55	-	-	5

※ 管内総施設数のうち、東海北陸厚生局において証明書を発行する施設数を示す。

(ア) 対韓国輸出水産食品

韓国へ水産食品（フグ類を除く冷凍食用鮮魚類頭部及びフグ類を除く冷凍食用鮮魚介類内臓）を輸出する場合、韓国政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成23年6月7日付食安発0607第1号）により取扱要領が定められ、この要領に基づき、水産食品を加工する施設の登録等手続きや水産食品を輸出する際その都度必要となる衛生

証明書の発行及び登録された施設に対し、必要に応じ監視等を実施することとされています。

(イ) 対中国輸出水産食品

中国へ水産食品（食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品）を輸出する場合、中国政府から施設の事前登録及び輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関が発行する衛生証明書の添付が求められるため、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付食安発1017第1号）により取扱要領が定められ、この要領に基づき、厚生労働本省に協力して登録施設の衛生管理等の現地確認を実施する他、都道府県等衛生部局及び地方厚生局にて衛生証明書の発行を行っています。また、平成29年1月26日付け生食発0126第1号により要領が改正され、衛生証明書発行機関において、衛生証明書発行実績等を考慮し、必要に応じて登録施設の監視指導を平成29年度から実施しています。

(ウ) 対台湾輸出貝類

台湾へ貝類及びそれらの加工品（乾燥品、塩蔵品、燻製品等）を輸出する場合、台湾政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」（平成29年12月22日付生食発1222第11号）により取扱要領が定められ、この要領に基づき、貝類を輸出する際その都度必要となる衛生証明書の発行を行っています。

(エ) 対インド輸出水産食品

インドへ水産食品（生鮮品（冷蔵及び冷凍）、燻製品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。）を輸出する場合、インド政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、「インド向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成30年6月22日付生食発0622第8号）により取扱要領が定められ、この要領に基づき、水産食品を輸出する際その都度必要となる衛生証明書の発行を行っています。

(オ) 対メキシコ輸出水産食品

メキシコへ水産食品（水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品（乾燥品、塩蔵品、燻製品等））を輸出する場合、メキシコ政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、「メキシコ向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成30年8月31日付生食発0831第1号）により取扱要領が定められ、この要領に基づき、水産食品を輸出する際その都度必要となる衛生証明書の発行を行っています。

(カ) 対EU輸出水産食品

EU諸国へ水産食品を輸出する場合、それらの国の輸入要件を満たす必要があるため、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付食安発第0603001号）により取扱要領が定められ、この要領に基づき、都道府県知事等が認定した施設に対して、6か月に1回以上現地査察、指導等を実施することとされています。

(キ) 対米輸出水産食品

米国へ水産食品を輸出する場合、米国の輸入要件が満たされていることを保証しなければならないため、「対米輸出水産食品の取扱いについて」（平成20年6月16日付食安発第0616003号）により取扱要領が定められ、この要領に基づき、都道府県等衛生主管部（局）長が認定した施設に対して、必要に応じて現地査察、指導等を実施しています。

(3) 自由販売証明書に関する業務

我が国において製造され、国内で流通している食品を諸外国に輸出する場合、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出された食品が我が国国内において問題なく流通していることを証明するいわゆる「自由販売証明書（Certificate of free sale）」の提出を求められることがあるため、「自由販売証明書の発行について」（平成25年6月17日付食安発0617第1号）により、発行要領が定められ、この要領に基づき証明書の発行を行っています。

○証明書の発行件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自由販売証明書	73	115	114

(4) 輸出食肉に関する業務

牛肉を米国へ輸出する場合は、「対米食肉輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」（平成2年5月24日付衛乳第35号）により米国政府が規定する施設の構造設備、衛生管理及び検査等の要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が米国政府の査察により確認されることが必要です。また米国と同様に、平成31年3月現在で、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、台湾、アラブ首長国連邦、マカオ、タイ、EU、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、カタール、インドネシア、ロシア、バーレーン、ミャンマー、ブラジル、マレーシア、シンガポール及びベトナムの23の国等について、それぞれ輸出牛肉に関する取扱い要綱又は要領が定められており、輸出の際には該当する要綱又は要領に基づく施設認定及び取扱いが必要になります。食肉輸出施設

の認定準備作業として申請者及び都道府県等との事前相談、認定に関する厚生労働本省との連絡調整、輸入国担当者の査察の同行等を実施しています。さらに、施設が認定された場合には、輸出国の要綱又は要領に基づき、月1回の定期的な査察を実施しています。その査察結果について都道府県等へ通知し、施設を指導するとともに、査察結果及び改善措置については、厚生労働本省へ報告しています。

管内では、1施設（飛騨食肉センター（JA飛騨ミート））が米国、カナダ、EU、オーストラリア、香港等への輸出食肉施設として認定されています。

○現地査察の件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
現地査察件数	13	13	13

3. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について

(1) 業務内容

食品衛生に係る検査を実施する検査機関が食品衛生法の規定により厚生労働大臣の登録を受けるためには、登録の基準（食品衛生法第33条第1項）に適合するとともに、製品検査の業務管理の基準（食品衛生法施行規則第40条）に規定される方法で製品検査を実施しなければなりません。東海北陸厚生局では、検査機関の登録、立入検査、指導監督、業務規程認可、適合命令等の業務を実施しています。管内の登録検査機関は、管内を本部とする登録検査機関が12機関、本部を他局に持つ登録検査機関の施設が5施設で、合計17機関・施設となっています（平成31年3月31日現在）。

（一〇メモ）～製品検査～

厚生労働大臣や都道府県知事が食品衛生上の危害の発生を防止するため、必要があると認めるとき、それらの命令によって実施される検査等をいいます。

例えば、食品を輸入しようとする場合に食品衛生法違反の可能性が高いと判断されるものについて、厚生労働大臣の命令により事業者が実施する検査があります。

(2) 実績

登録検査機関の登録の状況等は以下のとおりです。

ア. 登録等の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
登 録	新 規	0	0	0
	更 新	0	1	11
業 務 規 程	新規認可	0	0	0
	変更認可	6	3	5
製品検査業務の休止又は廃止		0	0	0

イ. 立入検査の状況

（ア）立入検査の実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件 数	17	17	17

(イ) 立入検査における主な指摘事項（平成30年度）

指摘項目	主な指摘内容
機械器具の管理	・標準温度計について、専門業者が実施した校正結果を施設として評価していなかった。
試薬等の取扱の管理	・試験実施記録表において、緩衝液等の滅菌のバッチ番号の記載はあるものの、使用した緩衝液等の管理番号の記載や調製の記録もなく、調製時に使用した原末等まで遡り確認ができない状況であった。
試験品等の取扱の管理	・試験品が細菌学的検査を行う冷凍食品であるにも拘わらず、ドライアイス等の適切な冷媒は使用せず、保冷剤のみを入れたクーラーボックスにて試験品を搬送していた。
検査の操作等の管理	・ピーナッツの総アフラトキシンの試験検査において、試験品は全量粉碎されているものの、保管試験品を確認したところ、その粒径が大きく、1粒の半分程度のものが視認された。

ウ. 登録検査機関業務管理担当者研修会の開催（平成30年6月25日）

前年度の立入検査で確認された指摘事項について、管内の登録検査機関の担当者にフィードバックし、信頼性確保の自主的な改善を促しています。

4. 食中毒に係る調整業務について

(1) 業務内容

食中毒が発生した場合には、都道府県等の保健所が拠点となって調査を行い再発防止に努めています。このうち、大規模かつ広域に発生する食中毒で緊急を要する場合は、被害の拡大防止等を図るため自治体間の協力に加えて、厚生労働本省が連絡調整を行います。また、東海北陸厚生局では、管内の自治体から食中毒の速報を受け、厚生労働本省からの指示により当該自治体と協力して現場調査の立ち会い等を行っています。

(2) 実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
食中毒速報等収集	69	69	56

5. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について

(1) 業務内容

「健康増進法」において食品の広告等が健康保持増進効果について、著しく事実と異なる表示又は著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないと規定されています。

東海北陸厚生局では、都道府県等と連携して営業者の指導を実施しています。

(2) 実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自治体等からの相談及び指導	3	5	2
事業者からの相談及び指導	0	0	0
自治体における監視指導	85	77	97
行政措置	0	0	0

(3) 健康増進法及び景品表示法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導実務研修会

地方公共団体における健康増進法に係る事務の平準化及び執行力の向上を図ることを目的として、消費者庁に協力して実務研修会を開催しており、平成30年度においては、7月25日に開催しました。

6. 食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について

(1) 業務内容

食品の安全性確保に係る施策の推進にあたって、国民や住民の意見を反映し情報及び意見交換の促進を図るため、東海北陸厚生局では、厚生労働本省、内閣府食品安全委員会、農林水産省、自治体等と連携をとりつつ、意見交換会等を企画運営して食品に関するリスクコミュニケーションを実施しています。

(2) 実績

年度	開催実績
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全フォーラム in とやま（7月22日：富山県） ・食生活改善推進連絡協議会リーダー研修会（7月29日：富山市） ・現地見学型リスクコミュニケーション（8月2・15日：愛知県） 8月2日：三井食品株式会社 8月15日：株式会社おとうふ工房いしかわ ・ミルク見ニクル聞イテミルク！？美味しい牛乳ができるまで（豊橋市） 8月2日：豊橋保健所 中央製乳株式会社 ・学校給食会調理実習（8月10日：富山市）
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市 HACCP 講習会（7月3日：豊橋市） ・現地見学型リスクコミュニケーション（8月2・18日：愛知県） 8月2日：スギ製菓株式会社本社 8月18日：株式会社明治 愛知工場 ・名古屋市リスクコミュニケーション（12月2日：名古屋市） 家庭でできる HACCP について ・HACCP の普及に向けた説明会（3月7日：東海農政局）
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市 HACCP 講習会（7月9日：豊橋市） ・現地見学型リスクコミュニケーション（8月8・27日：愛知県・豊田市） 8月8日：キューピー株式会社 拳母工場 8月27日：株式会社瑞逢社 ・食品安全セミナー（10月30日：東海農政局） ・HACCP の普及に向けた説明会（3月20日：東海農政局）



小学生と保護者を対象とした食品工場見学ツアーの様子（キューピー株式会社 拳母工場）

（フォトレポート：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/syokuhin300808.html>）

地域包括ケア推進課

1. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について

(1) 業務内容

東海北陸厚生局では地域包括ケア推進課が設置された平成28年度から、東海北陸厚生局内の関係課等で組織する東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部を設置し、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施する方針に係る意見交換・情報共有する会議を開催しています。

(2) 実績

平成30年度は、4月17日、7月6日、10月10日、2月13日の年4回開催しました。

平成30年2月から、東海北陸厚生局長の委嘱を受けた中川隆常滑市民病院副院長、内海眞愛知県地域医療センター長、伊藤健一蒲郡市民病院名誉院長の3名の参与の出席を得て、幅広い知識、経験に基づく意見交換を行っています。

平成31年2月からは、新たに東海北陸厚生局長の委嘱を受けた荒井秀典国立長寿医療研究センター病院長が加わり、4名の参与から意見をいただいています。

2. 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援について

(1) 業務内容

地域支援事業の実施状況、実施に当たりの課題等について、厚生労働本省老健局と連携を図りながら、管内6県を通じて把握した内容等を踏まえ、必要な助言及び支援を行っています。

(2) 実績

地域支援事業交付金の交付申請、実績報告書等を審査し、管内6県に市町村支援に必要な助言を行いました。

6月：当初申請取りまとめ

8月：当初交付決定及び29年度実績報告とりまとめ

1月：実績報告及び過年度再確定交付決定

3月：変更交付決定

3. 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)に関する業務について

(1) 業務内容

地域医療介護総合確保基金に基づく人材確保等事業について、管内6県における実施状況や課題等に対し、必要な助言及び支援を行っています。

(2) 実績

5月に管内6県に対して、実施される事業についてヒアリングを行い、必要な助言を行いました。また、当該基金の残高及び執行状況の調査や見込量(所要額)に係る調査を行い、事業の実施状況や課題等について把握し、必要な助言及び支援を行いました。

5月21日～23日：管内6県ヒアリング

11月：執行状況調査

2月：事業量調査

4. 認知症施策に関するブロック会議の開催について

(1) 業務内容

管内6県の認知症施策に係る担当者の参加の下、認知症施策の推進(※)について、国立長寿医療研究センター、認知症介護研究・研修大府センター、認知症介護研究・研修東京センターから講師の派遣を受け、意見交換・情報共有を行っています。

(一〇メモ) ～新オレンジプラン～

認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができる環境づくりを目指して、政府において「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」が策定されています。新オレンジプランの主な政策として、認知症サポーター等があります。

(2) 実績

平成30年度は10月11日に愛知県社会福祉会館にて開催しました。

5. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進意見交換会の開催運営について

(1) 業務内容

管内 6 県及び市町村における地域包括ケアシステム構築に関する取組の支援を目的に、市町村が行う地域支援事業の支援方策等について、意見交換・情報共有を行う会議を開催しています。

(2) 実績

平成30年度は5月14日と7月23日に名古屋合同庁舎第3号館にて、以下のブロック会議を開催しました。

5月14日 地域包括ケア推進に係る東海北陸厚生局管内6県意見交換会

7月23日 東海北陸在宅医療・介護連携担当者研究会

6. 総合事業等に関する市町村等に向けた研修会等の開催について

(1) 業務内容

管内市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、総合事業等の円滑な実施と事業内容の充実に資するため、総合事業等に関する市・町・村に向けた研修会等を、管内6県の意見を聞いたうえで開催しています。

(2) 実績

平成30年度は2回、研修会を開催しました。

	実施日	テーマ	開催場所
平成30年度	6月7日	市町村等職員初任者セミナー	総合福祉会館 サンシップとやま
	6月11日	//	愛知県 社会福祉会館

7. 地域包括ケアシステムに係る講演依頼等への対応について

(1) 業務内容

地域包括ケアシステムの構築や認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の普及・啓発に資することを目的に、東海北陸厚生局の職員が県・市町村及び関係団体等が主催する会議・研修会等に行政説明や助言を行うよう依頼を受けて出席しています。

(2) 実績

平成30年度は、研修会に講演者等として24回出席しました。

実施日	研修会等の名称	依頼機関	内容
5月16日	玉城町ケア会議	玉城町	助言
6月20日	玉城町ケア会議	玉城町	助言
7月12日	西尾市高齢者虐待防止協議会	西尾市	行政説明
7月18日	玉城町「セカンドライフ講座」	玉城町	行政説明
7月19日	浜松商工会議所役員研修会 「住宅セーフティネット法 改正に関する研修会」	浜松商工会議所	行政説明
7月20日	玉城町ケア会議	玉城町	助言
9月27日	玉城町ケア会議	玉城町	助言
9月29日	蒲郡市フォーラム	蒲郡市	行政説明
10月19日	平成30年度都道府県看護協会支部 役員等研修	日本看護協会	行政説明
10月25日	玉城町ケア会議	玉城町	助言
11月7日	知多地区行政相談委員自主研修会	知多地区 行政相談委員協議会	行政説明
11月15日	第24回 薬局革新会	薬局革新会	行政説明
11月22日	玉城町ケア会議	玉城町	助言
11月25日	蒲郡市アドバンス・ケア プランニング研修会	蒲郡市	行政説明
12月20日	伊勢地区多職種研修会	伊勢地区在宅医療 ・介護連携支援センター	行政説明
1月31日	若年性認知症講演会	名古屋市認知症 相談支援センター	助言
2月12、 19、26日	戦略的イノベーション創造プログラム 健康情報統合グループ定例会議	名古屋大学予防早期医療 創成センター	助言
2月18日	居住支援セミナー	NPO 法人介護サービスさくら	行政説明

2月22日	東郷町健康寿命延伸協議会	東郷町 施設サービス株式会社	行政説明
2月24日	第15回東名古屋医師会市民公開講座	日進市	行政説明
2月27日	地域包括ケアシステムにおける 看護師の役割等	尾北看護専門学校	行政説明
3月2日	高齢者生活支援体制整備事業全体会議	西尾市	行政説明
3月4日	介護予防活動普及展開事業	三重県	行政説明
3月28日	玉城町ケア会議	玉城町	助言

8. 介護保険事業（支援）計画に関する業務について

（1）業務内容

介護保険事業（支援）計画の策定に関する進捗状況、策定に当たりの課題等について、管内の6県を通じて把握し、市町村に必要な助言を行っています。

（2）実績

平成30年度は、2月（富山県：2月6日、石川県：2月6日、岐阜県：2月1日、静岡県：2月13日、愛知県：2月15日、三重県：2月15日）に管内6県に対して、第7期介護保険事業（支援）計画の進捗管理等のヒアリングを行い、必要な助言を行いました。

9. 他省庁との連携による地域包括ケアシステム構築に向けた研修会の開催について

（1）業務内容

管内6県及び市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、地域の実情を踏まえて、よりきめ細やかに地域支援事業の推進を支援するため、関係省庁と連携して、研修会・セミナーを開催しています。

（会議資料は、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。）

（2）実績

平成30年度は、中部地方整備局、中部経済産業局、東海農政局と連携して取り組みました。

【中部地方整備局との連携】

○居住支援協議会勉強会の開催及び市町村ヒアリング等

- ・平成30年度第1回居住支援協議会勉強会（4月27日）
- ・平成30年度第2回居住支援協議会勉強会（11月1日）
- ・居住支援協議会設立自治体ヒアリング（11月2日）

（名古屋市（30年度設立）、豊田市、岡崎市（31年度設立予定））

- ・平成30年度居住支援協議会に係る意見交換会（3月13日）

【中部経済産業局との連携】

- 中部医療産業化ネットワーク支援会議（7月30日）
- ヘルスケア産業創出・活用勉強会（北陸地域）（12月7日）
- ヘルスケア産業創出・活用市町村ヒアリング（金沢市、かほく市）（3月13日）
 - ※老健事業（産学官連携による地域課題と社会資源のマッチング）での連携
 - ・地域版ネットワーク会議（県、市町村、企業の出席）（11月20日）
 - ・地域包括・地域共生マッチングシンポジウム（市町村、企業、大学の連携）（2月5日）

【東海農政局との連携】

- 農福連携意見交換会（9月6日）
- 農福連携視察（名張市意見交換、ハッピーファーム外視察）（10月25日）
- JA 足助病院の取組視察（12月13日）
- 農福連携視察（ドリーム「陶都」視察）（12月28日）
- 農福連携に関する関係機関意見交換会（1月18日）
- 農福連携推進東海ブロックシンポジウム（1月31日）

10. 老人保健健康増進等事業について

（1）事業内容

老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費補助金）は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする補助金事業です。

（2）実績

○平成30年度 老人保健健康増進等事業

標題	内容	成果・目標
1 オールドニュータウンにおける高齢者の社会参加と事故防止を促すモビリティサービスに関する調査研究事業	共助によるボランティア運送の推進と技術革新の成果を活用した、自動運転の実用化を取り入れた、高齢者の活動機会と社会参加がもたらす、外出頻度と健康指標の動向による介護要望効果の把握と検証を行い、安全で自由に高齢者が移動できるまちづくりのシステムの構築を提案する。	高齢化が進むニュータウンにおいて、高齢者が自由に移動できるまちづくり。 高齢者の活動機会と社会参加がもたらす、外出頻度と介護予防効果の把握と検証。

<p>2 歯科医療・口腔ケアによる口腔機能の維持、全身の健康増進及び社会性の維持向上を通じた地域包括ケアシステムの推進に関する調査研究事業</p>	<p>歯科医療・口腔ケアによる口腔機能の維持、オーラルフレイル、全身の疾患への関連について口腔機能低下症を切り口として、健康増進及び社会性の維持向上に関する調査研究において検証し、集計・分析結果を自治体が取組む自治体支援と重度化防止の活動を支援する事業。</p>	<p>口腔機能を切り口とした、自立した生活の維持と重度化防止。 DVD 作成による地域の健康講座等への活用。⇒ 歯科集団検診による、フレイルの疑いのある方への対応。</p>
<p>3 若年性認知症の人の社会参加等への支援体制強化に関する調査研究事業</p>	<p>若年性認知症の人の就労、社会参加など様々な分野からの支援と企業への若年性認知症に対する理解の促進のために、就労の継続、社会参加の全国データと併せて、若年性認知症の人に対する企業に向けての普及啓発テキストにより、理解を促進する事業。</p>	<p>若年性認知症への企業の理解と若年性認知症支援コーディネーターの対応力向上。 全国データ収集と企業ヒアリングを基に、研修テキスト、支援事例集の作成から自治体、企業向けの研修会の開催。</p>
<p>4 災害時を想定した視点からの地域ネットワークモデル構築事業</p>	<p>南海トラフ地震による被害が想定される東海地方において、防災・減災を意識した地域包括ケアシステム及び災害に備えた地域コミュニティの強靱化について検討し、全国の自治体に対して災害への備えとして「地域コミュニティの強靱化も包含した地域包括ケアの確立」に向けた方法論を発信する。</p>	<p>全国の自治体に対して、災害時に機能する、地域コミュニティ強靱化も包含した、地域包括ケア確立の方法論を発信。</p>
<p>5 社会資源のマッチングによるマクロ視点からの地域包括ケア推進に係る調査研究事業</p>	<p>行政（官）が、地域包括ケア推進に取り組む中での地域課題を解決にあたって抱える問題について、地域貢献について協力したいとする考えを持っている企業（産）、大学（学）との連携を図り、社会資源のマッチングによるマクロ視点によるマクロ視点からの地域包括ケアを推進するパートナー</p>	<p>産官学における連携の有効性の理解促進。官の取り組みと、産と学から地域に貢献できる事業の提案。⇒シンポジウムの開催（名古屋にて2月）。 地域包括マッチングNETによる連携の展開。</p>

	として自治体と企業、大学をつなぐことを目的とする研究事業。	
6 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための都道府県及び地方厚生（支）局の支援に関する調査研究事業	地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための都道府県及び地方厚生（支）局の支援に関する調査研究事業。	取組に苦慮している自治体への支援。
7 地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者確保に関する事業の実施状況に関する調査研究事業	地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者確保に関する事業の実施状況に関する調査研究事業。	県の企画・立案力の向上。 ⇒県担当者等の意見交換会の開催。 ⇒伴走型支援による事業計画案の作成。

11. 近未来技術地域実装事業

9月11日内閣府において「近未来実装関係省庁連絡会議幹事会」が開催（厚生科学課出席）。近未来技術等社会実装事業として選定された14事業について、それぞれ省庁現地責任者及び構成員の選定について、同会議において了承されました。

厚生労働省が省庁現地責任者（1事業：東海北陸厚生局）及び地域実装協議会の構成員（4事業：東海北陸厚生局2、関東信越厚生局1、九州厚生局1）として参画することとされました。

1. 支援事業（連絡調整窓口：地域包括ケア推進課長）

（1）省庁現地責任者として支援する事業

【近未来技術等を活用した「AIケアシティ」形成事業】

- 事業内容：AIによるケアプランの作成支援、ケアマネジメント支援システムの市内での実装並びに効果検証。自主的な健康づくりを支えるAIを導入した健康管理アプリの開発など
- 提案者：愛知県豊橋市
- メイン省庁：厚生労働省
- 現地責任者：東海北陸厚生局 健康福祉部長
（内閣府 地方創生推進事務局 参事官）
- 構成員：総務省、経済産業省、国土交通省

（2）地域実装協議会の構成員として支援する事業

【産業首都あいちが生み出す近未来技術集積・社会実装プロジェクト】

- 事業内容：5Gを活用した無人自動運転、リハビリ支援・介護ロボット社会実装支援体制、山間部等における無人飛行ロボットを活用した荷物輸送、中部国際空港などにサービスロボットのショーケースを設置など
- 提案者：愛知県
- メイン省庁：経済産業省
- 構成員：警察庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、内閣府
- 東海北陸厚生局からの構成員：企画調整課長

【高蔵寺モビリティタウン構想事業】

- 事業内容：高齢者の外出支援を目的としたタクシー事業者との連携による新サービスや住民共助による移動サービス、自動運転技術による近距離移動など、新たな移動手段に対する実証実験を推進するなど

- 提案者：愛知県春日井市
- メイン省庁：国土交通省
- 構成員：警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
- 東海北陸厚生局からの構成員：健康福祉課長

保険年金課

1. 全国健康保険協会に係る業務について

(1) 業務内容

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき全国健康保険協会に係る申請書（滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査）の認可、報告の徴収及び実地監査（立入検査）を行っています。

(2) 業務対象（平成31年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	15	10	6

イ. 実地監査（立入検査）件数

（単位：支部）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実地監査（立入検査）	2	2	2

ウ. 平成30年度立入検査結果内訳（実施数：2支部）

（単位：支部）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	2
会計事務に関する事項	0	2
健康保険業務に関する事項	0	2
個人情報保護に関する事項	0	2
医療費適正化に関する事項	0	2

2. 健康保険組合に係る業務について

（1）業務内容

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。



平成31年3月28日に、「サンゲツ健康保険組合」の設立認可書の交付を行いました。

（フォトレポート：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/hokennenkin310328.html>）

（2）業務対象（平成31年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 177組合

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
規約変更申請書等の認可	217	191	207
規約変更届出書等の受理	1,016	1,091	775
厚生労働大臣への提出書類 の受理・回付	2,189	2,124	2,657
公法人証明・印鑑証明	448	425	474

イ. 実地監査件数

(単位：組合)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実地監査	37	36	36

ウ. 平成30年度実地監査結果内訳（実施数：36組合）

(単位：組合)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
財政状況に関する事項	0	36
経理事務に関する事項	36	0
適用・給付事務に関する事項	25	11
保健事業に関する事項	17	19
医療費適正化対策に関する事項	13	23
個人情報保護に関する事項	34	2
事業運営に関する事項	35	1
その他	9	27

3. 厚生年金基金に係る業務について

(1) 業務内容

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

(2) 業務対象（平成31年3月31日現在）

厚生年金基金数 …… 1基金

注）他に清算終了前の解散厚生年金基金 …… 18基金

(3) 実績

○認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
規約変更認可申請書等の認可	32	5	1
規約変更届出書の受理	124	41	1
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	208	129	159
公法人証明・印鑑証明	88	73	41
解散又は他制度へ移行	18	7	3

（一〇メモ） ～厚生年金基金制度の見直し～

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、厚生年金基金制度が次のとおり見直しがされ、平成26年4月1日から施行されました。

- (1) 施行日以降は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から5年以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

4. 国民年金基金に係る業務について

(1) 業務内容

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて都道府県毎や業種別に公法人である国民年金基金を設立（「地域型」又は「職域型」）し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度です。

東海北陸厚生局では、国民年金法に基づき国民年金基金に係る規約変更申請書の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

(2) 業務対象（平成31年3月31日現在）

国民年金基金数……………6基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
規約変更申請書の認可	1	11	4
規約変更届出書の受理	29	23	5
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	36	36	30
公法人証明・印鑑証明	12	6	9

イ. 実地監査件数

（単位：基金）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実地監査	2	2	2

ウ. 平成30年度実地監査結果内訳（実施数：2基金）

（単位：基金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
加入促進等に関する事項	0	2
基金の状況	0	2
前回指摘事項に関する改善状況	0	2
財務会計に関する事項	2	2
国庫負担に関する事項	0	2
その他	2	2

5. 確定給付企業年金に係る業務について

(1) 業務内容

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可（承認）申請書及び規約変更申請書の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明及び印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

(2) 業務対象（平成31年3月31日現在）

確定給付企業年金数 1,751企業年金

- ① 規約型 … 1,651規約
- ② 基金型 … 100基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
規約（変更）認可申請書等の認可（承認）	229	233	262
規約変更届出書の受理	630	548	588
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	1,809	1,810	1,755
公法人証明・印鑑証明	50	69	77

イ. 監査件数

（単位：企業年金）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
書面監査	136	136	136
実地監査	12	12	12

ウ. 平成30年度監査結果内訳（実施数：148企業年金）

（単位：企業年金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
適用状況に関する事項	7	141
加入者に関する事項	9	139
年金給付に関する事項	6	142
掛金に関する事項	6	142
財務及び会計に関する事項	5	143
業務概況の周知に関する事項	5	143
資産運用に関する事項	6	142
代議員、理事及び監事に関する事項	10	138
福祉事業に関する事項	0	148
個人情報の保護に関する事項	9	139
その他	2	146

6. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

（1）業務内容

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

（2）業務対象（平成31年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… 748規約

（3）実績

○承認申請書等の処理件数

（単位：件）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
規約変更承認申請書等の承認	188	245	368
規約変更届出書の受理	136	57	87

1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について

(1) 業務内容

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率（通常は23.2%）が軽減税率（19%）の適用を受ける医療法人のことです。

東海北陸厚生局では、特定医療法人として法人税率の軽減の適用を受ける要件のうち、直近に終了した事業年度について厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付を行っています。

(2) 実績

（単位：件）

業務内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度
証明件数	46	45	46

2. 医療保健事業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置制度の証明に関する業務について

(1) 業務内容

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて②一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療並びに病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

ア. オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

イ. 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

業務内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度
オープン病院事業法人	11	10	11
福祉病院事業法人	1	1	1

3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る助言、指導監督について

(1) 業務内容

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、都道府県、市町村と国民健康保険組合です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

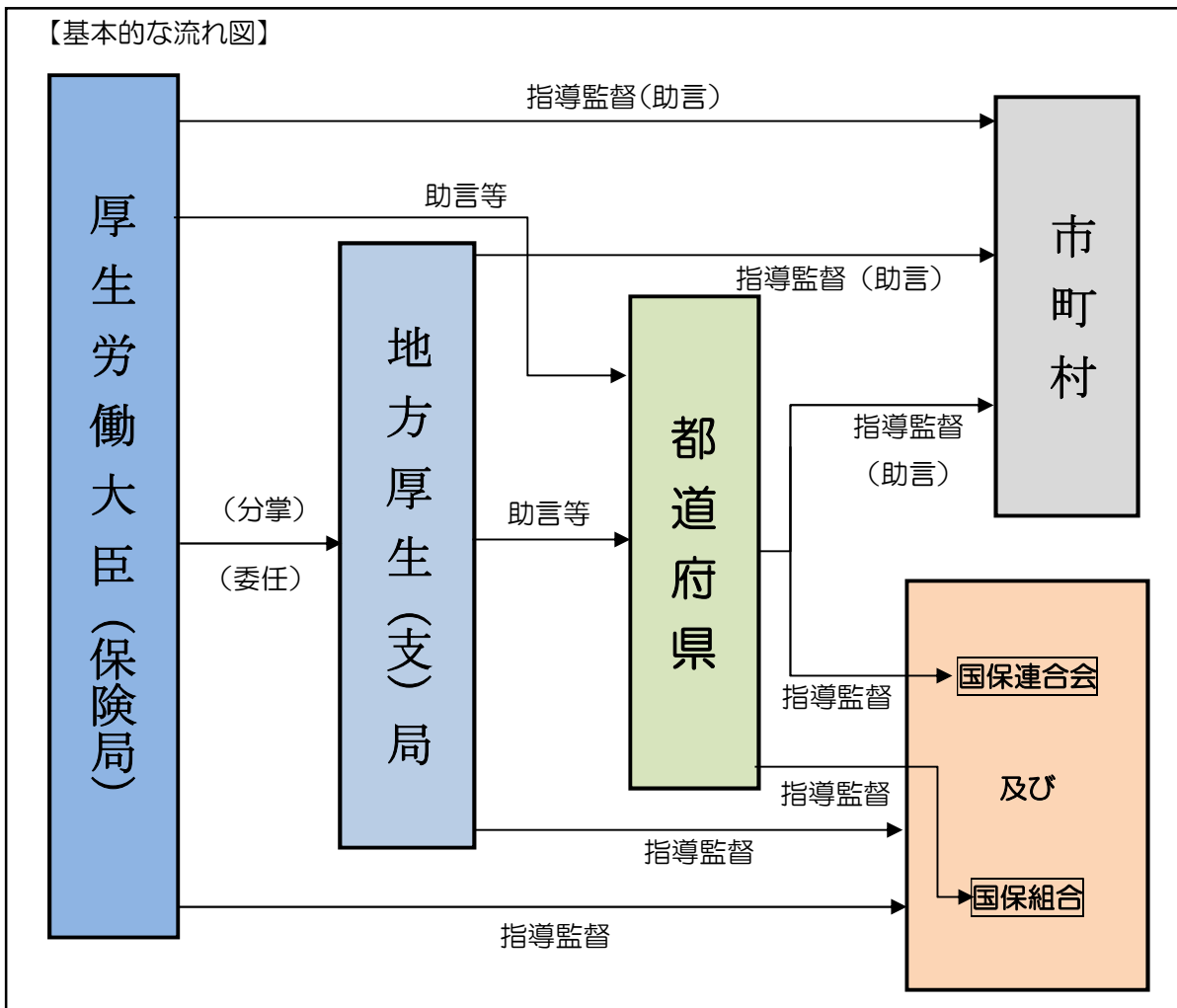
東海北陸厚生局では、国民健康保険の保険者等である県、市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の適性かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言・指導監督を行っています。

(2) 業務対象

管内各県・各市町村、管内国民健康保険組合20組合及び各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

平成 29 年度	平成 30 年度
静岡県（9月）	静岡県（10月）静岡市（10月） 静岡県国民健康保険団体連合会（10月）
富山県（9月） 富山県国民健康保険団体連合会（9月）	富山県（10月）
三重県（10月） 三重県国民健康保険団体連合会（10月）	石川県（10月） 金沢市（10月）
石川県（10月）	三重県（11月）松阪市（11月）
岐阜県（11月）	岐阜県（11月）
一宮市（11月）	愛知県（12月）
愛知県（12月）	愛知県国民健康保険団体連合会（12月）



4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の助言、指導監督について

(1) 業務内容

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方などを対象として、平成20年4月に創設された医療保険制度です。制度の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っています。

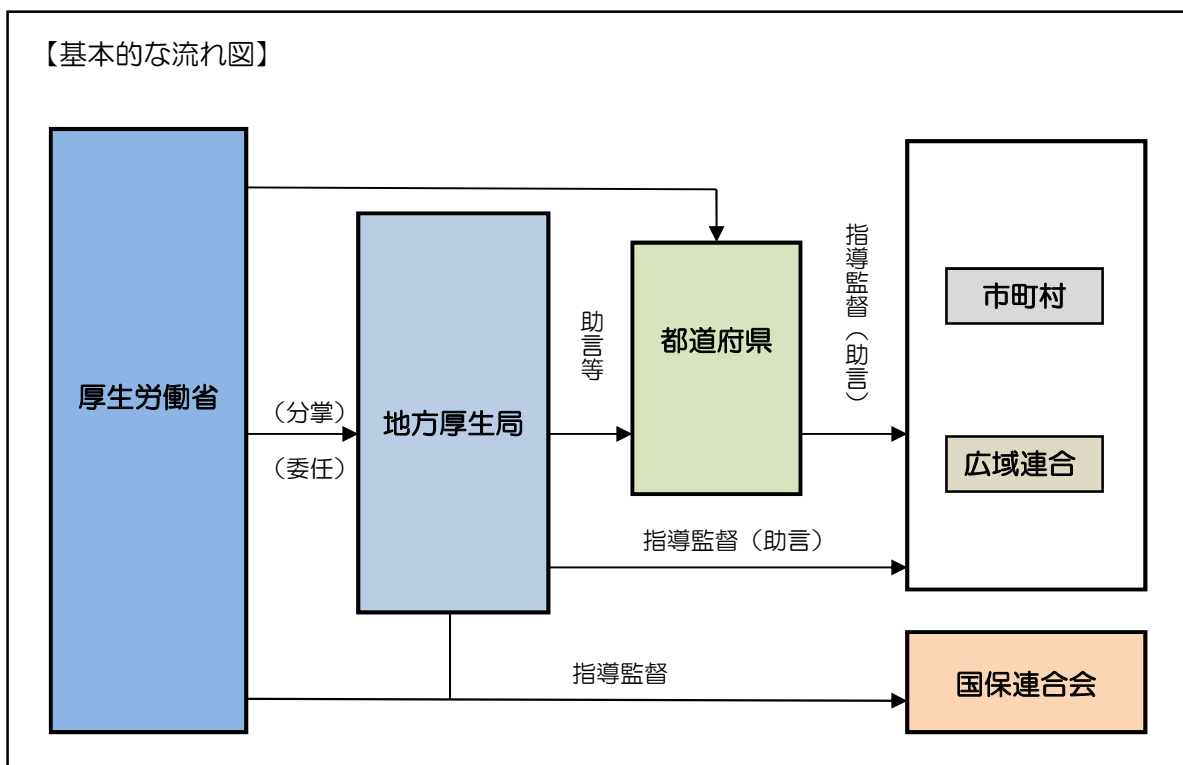
東海北陸厚生局では、管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会に対する助言及び指導監督を行っています。

(2) 業務対象

管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

平成 29 年度	平成 30 年度
静岡県 (9 月)	静岡県 (10 月)
富山県 (9 月)	富山県 (10 月) 富山県後期高齢者医療広域連合 (10 月)
三重県 (10 月)	石川県 (10 月)
石川県 (10 月) 石川県後期高齢者医療広域連合 (10 月)	三重県 (11 月)
岐阜県 (11 月)	岐阜県 (11 月)
一宮市 (11 月)	岐阜県後期高齢者医療広域連合 (11 月)
愛知県 (12 月)	愛知県 (12 月)



5. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務の監督について

(1) 業務内容

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）で、東京都に本部を各都道府県に支部を設置しています。

支払基金では、保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険（国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者及びその被扶養者である家族が加入）及び公費等に係る診療報酬の審査・支払業務を行っています。

東海北陸厚生局では、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内6県の支払基金支部の監査を実施しています。

（一口メモ）～審査・支払業務～

被用者保険に加入している被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして保険医療機関で治療を受けると、その医療費は患者負担分を除き「診療報酬」という形で保険医療機関等から支払基金に請求されます。

支払基金は保険医療機関等から請求された診療報酬について、明細書の内容を審査した後、各保険者（全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合など）に診療報酬を請求し、各保険医療機関等に支払を行います。

(2) 実績

平成 29 年度	平成 30 年度
静岡支部（9月）石川支部（30年1月）	富山支部（10月）岐阜支部（11月）

1. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督について

（1）業務内容

- ア. 管内6県に所在する事務所（愛知県にあっては指導監査課）の行う業務（保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督など）に関する事務の指導・監督を行っています。
- イ. 特に、各県事務所等が保険医療機関等及び保険医等に対して行う保険診療、保険請求等に関する指導及び監査業務について、適切かつ円滑に実施できるよう、厚生労働本省とも連絡調整のうえ、指導・監督を行っています。
- ウ. 各県事務所等が単独で指導又は監査を実施することが困難な特殊又は大規模な事案においては、業務を円滑に実施できるよう、医療課も共同して実施しています。

（2）実績

指導監査等の実績については、指導監査課／各県事務所の実績（113頁以降）をご参照ください。

2. 医療法に基づく立入検査について

(1) 業務内容

- ア. 承認を受けた特定機能病院又は臨床研究中核病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、それぞれ適正な管理が行われているかを医療法第25条第3項に基づき、原則として1年に一度立入検査を実施しています。
- イ. 医療事故等が発生した場合において、特定機能病院及び各自治体等から速やかな情報収集と指導・助言を実施しています。

(2) 業務対象

東海北陸厚生局所管の特定機能病院及び臨床研究中核病院は、次のとおりです。

① 特定機能病院

	施設名	所在地
1	富山大学附属病院	富山県富山市
2	金沢大学附属病院	石川県金沢市
3	金沢医科大学病院	石川県河北郡
4	岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市
5	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市
6	静岡県立静岡がんセンター	静岡県駿東郡
7	藤田医科大学病院	愛知県豊明市
8	愛知医科大学病院	愛知県長久手市
9	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市
10	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市
11	三重大学医学部附属病院	三重県津市

(一〇メモ) ～特定機能病院～

特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。
現在、全国で86の病院が承認されています。

② 臨床研究中核病院

	施設名	所在地
1	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市

(一〇メモ) ～臨床研究中核病院～

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院が臨床研究中核病院として医療法上に位置づけられています。

特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従って行う臨床研究）に関する計画を立案、実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

現在、全国で12の病院が承認されています。

(3) 実績

立入検査の実績については、次のとおりです。

ア. 実施施設 11施設（管内の全対象病院）

イ. 実施結果

①文書による指導事項のあった施設 : 6施設

②口頭による指導事項のあった施設 : 11施設

【①・②の内訳】

	指導事項等	指導事項数
1	医療に係る安全管理のための指針	1
2	医療に係る安全管理のための委員会	6
3	医療に係る安全管理のための従業員研修	4
4	医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策等	2
5	患者からの相談に適切に応じる体制の確保	4
6	院内感染防止対策	13
7	医薬品に係る安全管理のための体制の確保	3
8	医療機器に係る安全管理のための体制の確保	8
9	平成28年度、30年度省令改正事項等（病院の管理・運営に関する事項、高難度新規医療技術に関する事項等）	5
10	血液製剤・輸血に係る管理体制	4
11	職員健康診断	6
12	特定臨床研究適正実施体制	1

ウ. 医療事故等情報の収集・助言等

平成30年度は、管内の特定機能病院から3件の医療事故等の報告を受け、情報収集を行いました。これらについて、厚生労働本省へ情報提供するとともに必要に応じて、助言等を行いました。

調査課

1. 保険医療機関等に関する業務処理等を効率的に行うための情報の管理について

(1) 業務内容

ア. 保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理を行います。

(一〇メモ) ～保険医療機関等管理システム～

保険医療機関等及び保険医等からの指定・変更申請等に係る事務処理、指導監査、保険医療機関等の施設基準に係る届出をデータベース化し、関係団体への報告等を円滑に進めるためのシステムです。

イ. 保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告に係る準備作業等を行っています。

(一〇メモ) ～定例報告～

保険医療機関等が、厚生労働大臣が定める事項について地方厚生局長に対し、定期的（毎年7月1日現在）に行う報告です。

ウ. 東海北陸厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の指定状況等及び保険医・保険薬剤師の登録状況をホームページに公開する業務を行っています。

公開内容（指定一覧、新規指定一覧、廃止機関一覧、辞退機関一覧、
取消機関一覧、施設基準の届出受理状況、保険外併用療養費一覧、
保険医・保険薬剤師の登録状況）

(2) 実績

東海北陸厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の指定状況等及び保険医・保険薬剤師の登録状況の公開内容については、毎月、更新業務を行い、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

2. 東海北陸厚生局管内（6県）事務所の保有する情報の公開の調整について

（1）業務内容

東海北陸厚生局管内6県に所在する事務所（愛知県にあっては指導監査課）（以下「指導部門」という。）が保有する行政文書の公開に係る調整を指導部門と行っています。

（2）実績

平成30年度における開示請求件数は101件で、結果は全件開示（部分開示を含む）でした。

3. 指導部門の訴訟に関する業務について

（1）業務内容

指導部門の訴訟に関する事務及び管内事務所・各関係機関との連絡調整を行っています。

（2）実績

平成30年度における対応件数 6件

平成31年3月末現在対応件数 3件

4. 保険医療機関等に対するメーリングリストの管理と運用について

（1）業務内容

保険医療機関・保険薬局から登録（変更・解除）いただいたメールアドレスによりメーリングリストの作成・整理及びその管理並びにそれらを活用した情報の提供を行っています。

なお、東海北陸厚生局管内の指定保険医療機関・指定保険薬局は、メールアドレスを登録いただければ配信します。

（2）実績

情報の配信として、「施設基準実施状況報告」（定例報告）の報告に関する配信、医療保険制度等について周知の徹底及び適正な事務処理等の実施を目的とした情報（メールマガジン）を毎月配信しています。

※ メールアドレス 平成31年3月末現在登録数 6,685件

指導監査課／各県事務所

以下の業務については、保険医療機関等が所在する県を管轄する各県事務所（富山、石川、岐阜、静岡、三重）が行っています。なお、愛知県については、東海北陸厚生局指導監査課が行っています。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

（1）業務内容

ア. 保険医療機関等の指定

医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

指定を受けた医療機関を保険医療機関、指定を受けた薬局を保険薬局といたします。地方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局の指定を行おうとする場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ. 保険医等の登録

保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

ウ. 指定訪問看護事業者の指定

訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

（2）業務対象

ア. 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局

イ. 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師

ウ. 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

保険医療機関等の指定状況等は、次のとおりです。

○保険医療機関等指定状況（平成30年度）

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局
富山県	指定	19	12	31
	更新	123	62	61
石川県	指定	31	15	34
	更新	131	101	57
岐阜県	指定	42	34	69
	更新	228	158	143
静岡県	指定	83	40	107
	更新	396	278	244
愛知県	指定	231	139	255
	更新	802	662	426
三重県	指定	37	24	45
	更新	226	156	127
管内計	指定	443	264	541
	更新	1,906	1,417	1,058

○保険医療機関等数（平成31年3月31日現在）

（単位：機関）

県名	医科	歯科	薬局	指定訪問 看護事業所	計
富山県	721	459	442	79	1,701
石川県	805	502	515	116	1,938
岐阜県	1,404	1,003	989	213	3,609
静岡県	2,436	1,820	1,741	259	6,256
愛知県	4,873	3,792	3,248	721	12,634
三重県	1,372	870	800	172	3,214
管内計	11,611	8,446	7,735	1,560	29,352

○保険医等数（平成31年3月31日現在）

（単位：人）

県名	医師	歯科医師	薬剤師	計
富山県	3,334	732	2,234	6,300
石川県	4,307	831	3,014	8,152
岐阜県	5,277	1,988	4,335	11,600
静岡県	10,106	3,261	8,903	22,270
愛知県	22,751	7,382	18,161	48,294
三重県	5,292	1,445	3,801	10,538
管内計	51,067	15,639	40,448	107,154

2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

（1）業務内容

ア．厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理等を行っています。

イ．施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

（2）業務対象

保険医療機関及び保険薬局等

（3）実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

（単位：機関）

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
富山県	医科	46	59	58
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	46	59	58
静岡県	医科	50	60	62
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	50	60	62
石川県	医科	71	76	76
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	71	76	76
愛知県	医科	70	84	86
	歯科	0	0	1
	薬局	0	0	0
	計	70	84	87
岐阜県	医科	41	51	53
	歯科	0	1	0
	薬局	0	0	0
	計	41	52	53
三重県	医科	52	60	65
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	52	60	65
管内計	医科	330	390	400
	歯科	0	1	1
	薬局	0	0	0
	計	330	391	401

3. 保険医療機関及び保険薬局に係る療養の給付、保険医及び保険薬剤師に係る健康保険の診療・調剤並びに指定訪問看護事業者その他医療保険療養担当者に対する指導、監査について

(1) 業務内容

ア. 指導

指導は、保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等の社会保険医療担当者に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として行います。

(ア) 集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して講習等の方式により行います。

(ウ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ. 監査

監査は、社会保険医療担当者の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療（調剤）報酬の請求が適正であるかなどを確認することを目的として行います。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

○集団指導

(単位：機関)

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
富山県	医科	730	120	879
	歯科	492	88	549
	薬局	480	67	503
	指定訪問 看護事業所	0	61	92
	計	1,702	336	2,023

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	医科	2,597	522	2,744
	歯科	2,018	399	2,185
	薬局	1,984	324	2,103
	指定訪問 看護事業所	20	20	16
	計	6,619	1,265	7,048

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
石川県	医科	784	164	910
	歯科	528	95	586
	薬局	564	81	599
	指定訪問 看護事業所	0	80	12
	計	1,876	420	2,107

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
愛知県	医科	5,150	640	5,811
	歯科	4,082	829	4,376
	薬局	3,501	573	3,739
	指定訪問 看護事業所	0	0	74
	計	12,733	2,042	14,000

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
岐阜県	医科	1,388	287	1,418
	歯科	1,031	90	1,253
	薬局	1,087	119	1,123
	指定訪問 看護事業所	24	19	9
	計	3,530	515	3,803

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
三重県	医科	1,263	233	1,419
	歯科	911	180	1,035
	薬局	837	116	857
	指定訪問 看護事業所	15	147	16
	計	3,026	676	3,327

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
管内計	医科	11,912	1,966	13,181
	歯科	9,062	1,681	9,984
	薬局	8,453	1,280	8,924
	指定訪問 看護事業所	59	327	219
	計	29,486	5,254	32,308

(平成27年度及び平成29年度については、平成28年度及び平成30年度診療報酬改定の施行に伴う診療報酬改定時集団指導を含んでいます。)

○集團の個別指導

(単位：機関)

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
富山県	医科	24	22	29
	歯科	35	37	32
	薬局	32	32	31
	計	91	91	92

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	医科	133	113	103
	歯科	129	141	137
	薬局	125	131	128
	計	387	385	368

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
石川県	医科	26	27	32
	歯科	36	38	37
	薬局	37	38	38
	計	99	103	107

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
愛知県	医科	236	227	185
	歯科	293	293	288
	薬局	226	229	237
	計	755	749	710

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
岐阜県	医科	68	74	68
	歯科	48	59	58
	薬局	73	73	69
	計	189	206	195

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
三重県	医科	54	55	72
	歯科	63	50	53
	薬局	56	59	54
	計	173	164	179

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
管内計	医科	541	518	489
	歯科	604	618	605
	薬局	549	562	557
	計	1,694	1,698	1,651

○個別指導

(単位：機関)

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
富山県	医科	19	19	19
	歯科	16	17	18
	薬局	15	16	16
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	50	52	53

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	医科	36	38	36
	歯科	53	34	50
	薬局	46	47	48
	指定訪問 看護事業所	1	0	0
	計	136	119	134

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
石川県	医科	31	13	11
	歯科	17	19	18
	薬局	16	18	18
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	64	50	47

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
愛知県	医科	50	56	57
	歯科	57	64	66
	薬局	88	103	100
	指定訪問 看護事業所	0	2	1
	計	195	225	224

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
岐阜県	医科	9	14	19
	歯科	28	38	20
	薬局	7	14	35
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	44	66	74

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
三重県	医科	25	25	20
	歯科	32	28	30
	薬局	29	27	27
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	86	80	77

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
管内計	医科	170	165	162
	歯科	203	200	202
	薬局	201	225	244
	指定訪問 看護事業所	1	2	1
	計	575	592	609

○新規個別指導

(単位：機関)

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
富山県	医科	8	12	12
	歯科	9	10	8
	薬局	30	24	11
	計	47	46	31

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	医科	54	53	66
	歯科	45	41	37
	薬局	88	74	114
	計	187	168	217

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
石川県	医科	14	16	7
	歯科	10	8	5
	薬局	26	35	15
	計	50	59	27

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
愛知県	医科	154	128	129
	歯科	109	81	92
	薬局	153	122	123
	計	416	331	344

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
岐阜県	医科	45	23	25
	歯科	32	30	16
	薬局	74	37	14
	計	151	90	55

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
三重県	医科	21	15	17
	歯科	12	12	23
	薬局	34	33	26
	計	67	60	66

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
管内計	医科	296	247	256
	歯科	217	182	181
	薬局	405	325	303
	計	918	754	740

○監査

(単位：機関)

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	1	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	0	0

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	医科	0	0	0
	歯科	2	1	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	2	1	1

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
石川県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
愛知県	医科	2	0	0
	歯科	0	1	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	2	1	0

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
岐阜県	医科	3	3	3
	歯科	0	0	0
	薬局	1	3	3
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	4	6	6

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
三重県	医科	0	0	1
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	1

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
管内計	医科	5	3	4
	歯科	3	2	1
	薬局	1	3	3
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	9	8	8

4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について

(1) 業務内容

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出について、審査、受理等を行っています。

(2) 実績

受領委任の取扱いの登録並びに承諾状況は、次のとおりです。

○受領委任の取扱いの登録並びに承諾をした柔道整復師等数

(平成31年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	柔道整復師 (単位：人)
富山県	557	557
石川県	458	457
岐阜県	828	827
静岡県	1,081	1,073
愛知県	2,416	2,382
三重県	423	420
管内計	5,763	5,716

5. 柔道整復師の施術に係る療養費の指導、監査について

(1) 業務内容

ア. 指導

指導は、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的として行います。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を登録・承諾した柔道整復師を対象として、指導対象となる柔道整復師等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師等に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ. 監査

監査は、受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として行います。

(2) 実績

柔道整復師の指導及び監査の実績は、次のとおりです。

○柔道整復師の指導及び監査実施状況

(単位：人)

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
富山県	集団指導	48	10	17
	個別指導	5	0	0
	計	53	10	17
	監査	0	0	0

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	集団指導	84	74	78
	個別指導	2	2	1
	計	86	76	79
	監査	0	0	0

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
石川県	集団指導	0	27	18
	個別指導	0	3	1
	計	0	30	19
	監査	0	0	0

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
愛知県	集団指導	190	227	199
	個別指導	10	11	9
	計	200	238	208
	監査	0	0	0

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
岐阜県	集団指導	39	39	56
	個別指導	4	1	0
	計	43	40	56
	監査	0	0	0

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
三重県	集団指導	17	21	27
	個別指導	0	0	0
	計	17	21	27
	監査	0	0	0

県名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
管内計	集団指導	378	398	395
	個別指導	21	17	11
	計	399	415	406
	監査	0	0	0

6. 地方社会保険医療協議会部会の運営について

(1) 業務内容

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内各県に設置しており、指導監査課及び各県事務所ではその庶務を行っています。

(2) 実績

県ごとに毎月1回部会を開催しています。

麻薬取締部

1. 薬物乱用防止のための啓発活動について

(1) 業務内容

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらせない社会環境を構築することが重要です。

このため、麻薬取締部では、薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締官が、学校の児童・生徒や教師等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として講演活動を行っています。

(2) 実績

ア. 小・中学校、高校における薬物乱用防止教室、各種研修会や講習会に講師として麻薬取締部の職員を計26回派遣し、約4,230名を対象に麻薬・覚醒剤等に関する正しい知識の普及等の啓発活動を実施しました。

【薬物乱用防止教室の様子】



イ. 11月、愛知県名古屋市中において麻薬・覚醒剤乱用防止運動愛知大会を開催し、薬物乱用防止功労者表彰や、県名の大学生による薬物乱用撲滅宣言、薬物乱用防止対策に関する講演等を行いました。

なお、「薬物乱用防止のための啓発活動」に係るこれまでの取り組みは、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/mayaku_boshi/index.html)

2. 薬物事犯の取締りについて

(1) 業務内容

最近の全国の薬物事犯検挙人員の傾向をみますと、覚醒剤事犯の検挙人員が最も多く全体の7割以上を占めています。また、大麻の検挙人員が増加しています。

一時期大きな社会問題となった危険ドラッグは、水際対策及び販売店舗への取締りを強化したことにより、販売店舗を壊滅させるなど一定の効果が得られましたが、インターネット販売や海外からの個人輸入等の手口に移行して潜在化しています。このように危険ドラッグの供給が抑えられた一方で大麻市場の拡大傾向が懸念されるなど、国内の薬物情勢は依然として予断を許さない状況が続いています。

今後も引き続きこれまでの取組みを定着させながら、違法薬物の供給の遮断と需要の根絶を推進していく必要があります。

【規制薬物例】



(2) 実績

ア. 麻薬取締部における平成30年の薬物法令違反検挙数は、91件89名でした。

イ. 8～11月、イラン人薬物密売組織構成員2名を検挙し、密売目的で所持していた覚醒剤を押収するとともに、多数の密売客を検挙しました。(愛知県警察との合同捜査)

ウ. 平成30年中、静岡県南伊豆を中心とする大規模大麻栽培・密売事件の捜査を実施し、被疑者20名を検挙するとともに、10kgを超える大麻を押収しました。(静岡県警察との合同捜査)

エ. 平成30年中に、名古屋税関との協力捜査により、大麻、麻薬、覚醒剤、指定薬物の密売事件を捜査し、計10名を検挙しました。

オ. 6月、石川県金沢市において東海北陸地区麻薬取締協議会を開催しました。本協議会において、薬物犯罪を取り締まる東海北陸管内の国及び地方自治体の関

係機関が規制薬物の取締状況などに関する意見交換を行い、今後の対応策等について協議しました。

3. 再乱用防止対策について

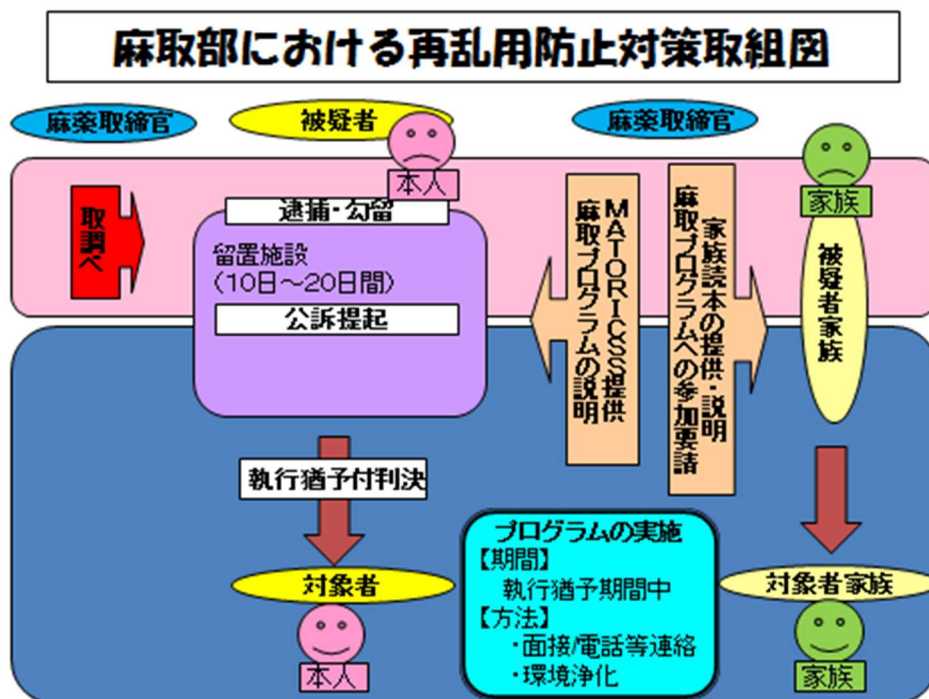
(1) 業務内容

麻薬取締部では、官民を問わず、薬物の再乱用防止活動に携わる方々を対象にした再乱用防止対策講習会を、また、薬物中毒対策に携わる機関の職員による薬物中毒対策連絡会議をそれぞれ開催しています。

このほか、麻薬取締部で検挙した初犯者のうち希望者を対象に、再乱用防止対策プログラムを実施しています。現在は自ら薬物との関係を絶ちたいと望む者についても、その対象を広げています。

このプログラムでは、薬物依存からの回復を目的に、麻薬取締官による面接等を通じて対象者に薬物の再乱用をさせないよう助言・指導を行っています。加えて、プログラムに参加した対象者の家族に対しても、必要に応じ支援を行っています。

プログラム対象者には、認知行動療法に基づく専用の自習用ワークブック「MATORICSS（まとりっくす）」を提供し、また、その家族には、薬物依存に対する理解を深めてもらうため、厚生労働本省が作成した家族読本など資料の提供・説明を行っています。



(2) 実績

ア. 11月、静岡県静岡市において、地域全体における薬物の中毒・依存症に対する知識の普及と再乱用防止に関する理解の向上を目的として、薬物依存症の治療に関する専門家、全国薬物依存者家族連合会会員等を講師とした一般公開による再乱用防止対策講習会を開催しました。

イ. 11月、静岡県静岡市において、精神保健指定医、薬務主管課、保健所、精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施設等の薬物問題に関係する管内の医療・行政機関の担当者が薬物の再乱用防止への対策とその取組について情報を共有し連携強化を図るため、薬物中毒対策連絡会議を開催しました。

4. 相談業務について

(1) 業務内容

薬物乱用対策には、薬物乱用者やその家族等の抱える問題に対して、幅広く相談の機会を設け、適切な助言と迅速な対応を行うことが重要です。

このため、麻薬取締部では、専用電話や面接による相談業務を実施しています。

麻薬・覚醒剤相談電話番号：052-961-7000（受付時間 午前9時から午後5時）

(2) 実績

麻薬・覚醒剤等薬物相談電話による相談受理件数は、1月～12月で128件（前年比－7件）でした。

相談内容は、前年同様に覚醒剤乱用に関するものが最も多く37件でした。

麻薬取締部では、寄せられた相談内容に応じて、麻薬取締官が面接や助言を行い、適切かつ迅速な対応に努めています。



5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導、監督について

(1) 業務内容

麻薬は、正しく用いられれば医療上極めて有用な反面、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。

このため、我が国では、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制にするなど必要な指導・取締りを行うことにより、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

麻薬取締部では、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、向精神薬輸入・輸出業者等に対する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務などを行っています。

また、医薬品である麻薬や向精神薬などは、その円滑な流通を確保しつつ、一方では不正ルートへの流出を防止するため、これらを取り扱う施設に対し随時立入検査を実施しています。

(2) 実績

管内133の麻薬取扱施設、覚醒剤原料取扱施設及び向精神薬取扱施設に対して、立入検査を実施し、麻薬等の適正管理に関する監視・指導を行いました。

また、麻薬や向精神薬の密造に利用される可能性のある麻薬向精神薬原料を業として輸入・輸出するとして届け出ている者（麻薬等原料輸入業者・麻薬等原料輸出業者）に対しては、新規届出時に、取り扱う麻薬・向精神薬原料が不正な製造に利用されないことがないように相手先や利用方法を確実に確認し、不審な取引があった場合にはすぐに届出を行うように指導しています。

(一〇メモ) ～麻薬取締官～

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、薬物乱用防止を使命とし、刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行います。その他、医療用麻薬などの適正使用推進をはじめ、麻薬等の正規流通の指導・監督も実施します。

また、薬物乱用者の社会復帰を目的とした本人やその家族に対する助言や青少年等に対する薬物乱用防止啓発活動も積極的に取り組んでいます。